

議事日程第2号

平成27年3月11日（水曜日） 午前9時 開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問（1番～5番）

出席議員（10名）

議長 加藤保郎	1番 高山由行	2番 山口政治
3番 安藤雅子	5番 柳生千明	6番 山田儀雄
7番 伊崎公介	9番 大沢まり子	10番 岡本隆子
12番 谷口鈴男		

欠席議員（1名）

8番 植松康祐

欠 員（1名）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 渡邊公夫	副町長 瀬瀬久美
教育長 高木俊朗	総務部長 寺本公行
民生部長 田中康文	建設部長 奥村 悟
企画調整 担当参事 葛西孝啓	教育参事兼 学校教育課長 田中秀典
総務防災課長 山田 徹	企画課長 各務元規
環境モデル都市 推進室長兼 まちづくり課長 須田和男	亜炭鉱廃坑 対策室長 鍵谷和宏
税務課長 若尾要司	住民環境課長 大鋸敏男
保険長寿課長 加藤暢彦	福祉課長 佐久間英明
農林課長 石原昭治	上下水道課長 亀井孝年
建設課長 伊左次一郎	会計管理者 水野嘉博
生涯学習課長 田中宣行	

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 小木曾 昌 文

議会事務局書記 渡 辺 一 直

開議の宣告

議長（加藤保郎君）

おはようございます。

ただいまの出席議員は10名で、定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

なお、植松康祐議員から本日欠席する旨の届け出がありましたので、御報告いたします。

本日の日程は、お手元に配付しました議事日程のとおり行いたいと思いますので、よろしく
お願いします。

会議録署名議員の指名

議長（加藤保郎君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、9番 大沢まり子さん、10番 岡本隆子さんの2名を指名します。

一般質問

議長（加藤保郎君）

日程第2、一般質問を行います。

町政一般に対する質問の通告がありましたので、受け付け順序に従って発言を許します。

なお、質問、答弁とも、簡潔・明瞭にされるようお願いします。

6番 山田儀雄君。

質問は一問一答方式の申し出がありましたので、これを許可します。

6番（山田儀雄君）

おはようございます。

ただいま議長から許可をいただきましたので、一般質問のほうを行いたいと思います。

私の今回の質問は2点でありますけれども、その前に東日本大震災からきょうで4年を迎えるということでもあります。

4年前、私はこの議場で震災を体験したわけなんですけれども、私だけでなく、町長を初め議員の皆さんもこの場で地震を体験したわけなんですけれども、あのときの揺れは、何と申しますか、どんと来るのではなくて、何か横揺れがかなり続いた感じを覚えています。ただ、あれほど大きい震災になるとは思っていませんでした。いまだに、きょうの新聞でありますと、行方不明の方が2,584名、仮設住宅に暮らしてみえる方が8万人、県外・県内での避難者でありますけれども、それを含めると22万9,000の方がまだ避難されているということで、そ

の復興についても順調に進んでいるようには思えません。

そうした中、議会では一度視察に訪れました七ヶ浜町でありますけれども、その海産物などを産業祭などで売りまして、少しでも復興の役に立てばということでやってきたわけなんですけれども、昨日の中日新聞に、復興の一助にということで新聞に掲載されていました。何かと申しますと、被災地ツアー、被災地に旅に行こうと、こういう形で、これが復興の一助になるという記事が載っておりました。私も秋までに一度、視察ではなくて旅として東北のほうへ行ってみたいと思っています。執行部の皆さんも議員の皆さんも、そうしたことがあれば一度旅に出かけてほしいと、こんなふうに思っています。よろしくお願いします。

それでは、本題のほうの質問に入りたいと思います。

初めに、保育所の民営化と保育政策についてであります。

保育所の民営化につきましては、平成17年3月の総務省通知で、今後の行政改革の推進の重要項目であります自主財源の確保、職員定数の適正化、民間委託の推進などが求められました。これに応ずる形で、町では平成18年に自立のための集中改革プランを作成し、このプランに基づいて平成20年4月から御嵩保育所を民間委託したものであり、委託した当初でありますけれども、園児数が60名の入園でありました。現在では100名を超える園児数と聞いています。

当時の保育所民営化検討委員会が、民営化後には民営化検証委員会となり、2年から3年の検証後に適正に運営されていれば次の保育所を民営化する計画であったと思います。7年が経過した今、その検証結果と今後の保育所の民営化についてお尋ねします。

また、中保育所が耐用年数等、老朽化により、施設が大変厳しい状況になっております。早急に施設の改築、新築が必要と感じていますし、昨年9月の大沢まり子議員の一般質問の答弁において、中保育所の改築、新築に向けて今年度中に施設の方向性を導くべく、検討委員会の立ち上げが示されました。町では保育ニーズに応えるべく、それぞれの保育所で乳幼児、障害児保育、延長保育などを実施しておりますが、延長保育などは別としましても、乳幼児、障害児保育などの各種の保育需要・ニーズに積極的に応える、また保育相談や地域開放等を積極的に行い、保育施策を中心的に担う基幹的な保育所の設置が必要と考えています。町の全ての保育所を民営化するのではなく、中保育所には町の基幹保育所としての位置づけをして、その機能、設備や専門職員が配備された保育所の施設が望ましいと考えますが、いかがでしょうか。

よろしくお願いします。

議長（加藤保郎君）

民生部長 田中康文君。

民生部長（田中康文君）

それでは、山田議員の御質問にお答えをいたします。

御質問は、保育所民営化と保育政策について、2点の御質問であります。

まず、第1点目の民営化の検証結果と民営化についてであります。

御嵩保育園の民営化につきましては、山田議員御指摘のとおり、平成16年12月24日に閣議決定された今後の行政改革の方針を踏まえ、総務省において地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針が策定されました。

これに基づき、御嵩町では平成18年1月に自立のための集中改革プランを策定し、平成17年度から平成21年度までを計画期間として、自主財源の確保、民間委託の推進、定員管理の適正化により実施項目を掲げ、推進してまいりました。この集中改革プランの中の実施項目の中に保育所の民営化が掲げられました。

御嵩町の保育所民営化の経緯を簡単に御説明申し上げます。

御嵩町の保育所の民営化を検討するため、御嵩町立保育所民営化等調査検討委員会 ―― 以下調査検討委員会といいます ―― を設置し、平成18年1月に策定しました自立のための集中改革プラン及び平成18年10月に策定しました御嵩町立保育所民営化計画について、調査検討委員会で調査検討を行っていただき、平成19年3月5日に調査検討委員会委員長から検討結果の報告書が町長へ提出されました。

報告書では、御嵩町立保育所民営化計画を基本的に承認し、本計画では御嵩保育所、中保育所を当面の民営化対象保育園としていますが、御嵩保育所の民営化の実績後、検証を行った上で、町全体の保育行政のあり方、拠点保育所の位置づけなどを考慮した中で、改めて第2次民営化計画を策定されたいという報告となっています。

調査検討委員会の報告を受け、その後、御嵩町では御嵩保育所の民営化に向け手続を進め、民営化の保育事業者として学校法人荻須学園を決定し、平成20年4月から民営化による御嵩保育園の運営がスタートいたしました。

このことにつきましては、山田議員が当時、保育所民営化の担当課長として積極的に保育所の民営化に取り組み、大変御苦労されたことを承知しております。大変御苦労さまでした。

民営化後の検証につきましては、調査検討委員会が検証作業を行いまして、平成21年2月23日に町立保育所の民営化に係る検証について中間報告を、平成22年2月3日には町立保育所民営化に係る検証結果報告書が調査検討委員会委員長から町長へ提出されました。

検証は、現地調査及び保護者との懇談会、利用者アンケート及び事業者自己評価により検証が実施され、検証の結果、保育環境・子供の様子、保育所運営全般、保育内容、保育所職員と保護者との関係において、それぞれの取り組みにおいて満足できるレベルであるとの評価でありました。また、総括として、今後の町立保育所の民営化の方針に関しては、利用者アンケートでの意見からもうかがえるように、民営化のメリットと意義について保護者らへの十分な説

明を行い、理解が得られるよう進める必要があります。そして、次世代育成支援の観点からも町としての保育行政のあり方や拠点保育所の位置づけなどを考慮した中で、改めて第2次民営化計画を策定されるよう申し添えますという内容となっています。

なお、園児数につきましては、民営化移管当初であります平成20年4月1日現在、御嵩保育園の園児数は68名、平成26年4月1日現在の園児数は109名で、41名の増員となっています。

第2点目の、中保育園は町の基幹保育所として位置づけ、その機能、設備や専門職員が配置された保育施設が望ましいとの御質問については、平成26年9月定例会での大沢議員からの子育て支援に関する一般質問の答弁の中で、老朽化が進む中保育園、中児童館が存在し、今後のあり方を早急に検討すべきであり、今年度中に施設の方向性を導くための検討委員会を立ち上げ、早急に方向性を示すことができるよう進めていくという答弁をしています。

現在、町は、保育士から今後の町立保育園の望ましい保育環境、あり方についての意見の取りまとめを行いましたが、検討委員会の立ち上げについては準備ができております。調査検討委員会からの検証結果の意見にありましたように、基幹保育所の位置づけなども考慮した中で、御嵩町の保育行政をどうしていくのかということにつきまして、早急に調査検討ができるよう、委員会の開催を進めてまいります。

なお、中保育園を公設で改築していこうとした場合には、改築に係る補助制度は現在のところほとんどない状況であります。中保育園が基幹保育所として運営していくのがよいのか、民営化がよいのか、その次元から調査検討していただくよう説明をした中で御協議をいただくことを考えております。検討委員会での調査検討につきましては、白紙の状態から協議をしていきたいと考えております。

以上で、山田議員への答弁とさせていただきます。

[6番議員挙手]

議長（加藤保郎君）

6番 山田儀雄君。

6番（山田儀雄君）

ただいま田中部長のほうから、今後の中保育園改築に向けての検討委員会の立ち上げが申されましたけれども、私が考えるに、今の中保育園の状況がかなり厳しい中で、ことし1年間かけて検討して方向性を示し、来年1年かけて実施設計だとかの設計に入り、その次の年に1年かけて建設となると、形はどんな形になるかは知りませんが、30年の4月から新たな施設に子供たちが入れるのかなという思いがちょっとしますけれども、今の中保育園の現状を見たときに、今後3年間が一番厳しいかなという思いがあります。検討委員会もそうですけれども、スピード感を持ってやっていただいて、仮に2年でできればいいと思いますし、10月から

でもいいと思います、4月にこだわらなくても。早く改築に向けていけるような形をとっていただきたい、こんなふうと思います。これは要望としておきます。よろしく願いいたします。

次に、庁舎管理であります。

先日、上之郷小学校の施設内に不審者が侵入した事件の報告がありました。本庁舎の管理については平日の午後5時15分から朝の8時30分までは宿直職員、休日の午前8時30分から5時15分までは日直の職員がその任務に当たっていますが、その職務でありますけれども、庁舎の戸締まり、文書物品の収受、災害発生時の対応など、全部で28の職務があります。現状は夜間での各種会議、社会教育施設の夜間利用による手配や残業職員により、本庁舎には誰もが自由に出入りが可能な状況にあります。4月には統一地方選挙が執行されますが、その期日前投票が実施されますと、表玄関から投票所であります会議室まで進入禁止のテープで規制してあるだけの状態です。

庁舎内には個人情報に記載されている文書やパソコンがあり、パソコンはそれなりにワイヤーなどで盗難防止措置はされてありますが、十分であるとは思われません。今後の庁舎改築、建てかえの計画もあると思いますが、それまでの間について、宿日直者を通して庁舎内に入る措置や期日前投票には新たに外から入れるドアなどの設置など、改修に要する費用も必要になりますけれども、何か不測の事態が発生したときに、その責任の全てを職員が問われることを危惧します。

また、多くの市町村では警備会社との委託契約により、特に宿直は廃止されていると思います。そのことが住民にとってよいことではないかもしれませんが、情報の管理、不測の事態を考えたとき、そうした制度についての見直しについて伺いたいと思います。

議長（加藤保郎君）

総務部長 寺本公行君。

総務部長（寺本公行君）

それでは、セキュリティー強化の観点から、庁舎管理に関する山田議員の御質問にお答えします。

通常、本庁舎の出入り口は正面玄関、並びに庁舎裏東側及び西側の通用口の計3カ所です。平日の勤務時間終了後、来客者への対応も考慮し、おおむね午後7時ごろまではこの3カ所の出入り口を開放しており、その後、宿直者が庁舎裏の西側通用口を残し施錠いたします。

このように平日夜間における出入り口は宿直室に隣接する庁舎裏の西側通用口1カ所のみとしております。この通用口から出入りしますと、設置してあるチャイムが鳴り、宿直業務に従事している職員が来客者の確認をすることとしております。休日における庁舎への入退庁についても、日直者が同様な対応をしております。さらに、時間外勤務の職員、夜間会議等の来庁

者がおおむね午後10時ごろまでには退庁しますので、それを見計らって、庁舎内全ての窓、また庁舎裏側西側通用口も含めた出入り口の施錠を確認し、それ以降の来客者については備えつけのインターホンで宿直室とつながり、その対応に当たります。ここまでの通常の勤務時間外における庁舎管理であります。

さて、山田議員が御質問で取り上げておられます選挙の期日前投票期間における庁舎管理については、投票される方が多く役場に出入りする状況であることから、さらなる庁舎管理の徹底化が必要と考えます。しかし、選挙の期日前投票期間においては、平日休日とも午後8時まで正面玄関を開放し、議員御指摘のとおり投票所となる会議室まで進入禁止のテープで規制しているだけの状態であります。投票される方などが不用意に事務室スペースに進入されてしまうことも想定され、やはり庁舎管理として万全ではない現状であります。

そこで、次のような改善策を4月の統一地方選挙に向けて検討いたします。

投票される方が簡単に事務室スペースに立ち入らないよう、進入禁止テープのみでなく看板などを設置することも一つの手段だと考えております。また、庁舎1階、特に西側、住民環境課、保険長寿課、福祉課など執務スペースに職員が一人もいなくなる状態もあり、この場合、選挙管理委員会の書記など、最低1名を常駐させることとします。期日前投票会場への新たな出入り口の設置は多額の費用が生じ、後でまた触れますが、庁舎改修計画にあわせての検討をさせていただくことで、当面はこのような対策を講じていきたいと考えております。よろしく御理解をお願いするものであります。

さらに、選挙期間中はもとより、全ての職員が日ごろから心がけることでありますが、議員の御指摘、一般質問を契機に、ここで改めて全職員に徹底させることとします。それは、庁舎管理のみならず、個人情報の管理についてであります。

役場職員は日々の業務の中で多くの個人情報を扱っています。住民の方が通常得ることのできない情報を職務上入手することができる立場にあり、その管理は職員一人一人が高い規範意識を持って管理しなければなりません。そのため、退庁時に事務文書は保管用具であるキャビネットに収納するなど、安易に人の目につかないようにすること。また、職員貸与のパソコンについては一般的な盗難防止策としてワイヤーを取りつけています。これも不十分であり、万が一の盗難に備え、データをパソコン本体ではなく電算室に設置してあるファイルサーバーに保存するよう、情報セキュリティーに対する意識づけを徹底していきます。

最後に、宿日直業務の外部委託に関する御質問にお答えさせていただきます。

職員組合からも宿日直業務の改善と庁舎管理のセキュリティー強化の観点から要望が出ております。その内容は、防犯カメラの設置、警備会社による遠隔監視装置の導入、最後に宿日直業務の外部委託であります。いずれも費用を伴うものであり、本庁舎改修も計画しています。

そのため、近隣市町村の動向も見ながら、事業実施の是非、導入時期などを今後検討してまいりたいと思います。

以上で答弁を終わらせていただきます。

[6 番議員挙手]

議長（加藤保郎君）

6 番 山田儀雄君。

6 番（山田儀雄君）

答弁ありがとうございました。

いかにも期日前投票のときに現状がかなりずさんであったなということから聞いたわけなんですけれども、人を配置するとか、机の上に文書を置かないだとか、改築まで、この建物を改築、新築かわかりませんが、それまでの間、職員全部で個人情報の保護に努めていただきたいと、こんなふうに思います。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

議長（加藤保郎君）

これで山田儀雄君の一般質問を終わります。

続きまして、1 番 高山由行君。

質問は、一問一答方式の申し出がありましたので、これを許可します。

1 番（高山由行君）

冒頭、山田議員のほうも東北の震災のことに触れられておりましたけれども、私もきょう、ノーマイカーデーということで、自宅から庁舎まで、雪の中、傘を差して歩いてきましたけど、御嵩町においてもこの寒い雪の中で大震災が起きたら大変だなあとということを思いながら、防災関連の施策はこれからはしっかりとしていかななくてはいけないということをひしひし思いながら歩いてきました。

それでは、議長よりお許しをいただきましたので、大項目 2 点について、一問一答でお願いしてありますので、よろしく御答弁お願いします。

まず 1 点目ではありますが、介護保険制度改正についてであります。

今議会において、国の制度改正に伴い、御嵩町でも介護保険条例の一部を改正する条例案が上程され、民生文教常任委員会において審議することになってはいますが、町民の制度改正の不安点など明らかにするため、また私たち議員の理解を深めるために、あえて一般質問にさせていただきましたので、よろしくお願いします。

昨年 6 月、医療介護総合確保推進法が成立しまして、介護保険等は大きな見直しを行われるようではありますが、介護保険法の改正を受けまして、御嵩町においても 2025 年には 3 人に 1 人

が65歳以上の高齢者、また5人に1人が後期高齢者になるであろうと予想される時代を見据え、地域包括ケアシステムの構築と介護保険制度の持続可能性の確保の2点を基本的な考えとして、高齢者が住みなれた地域で生活が継続できるように介護、医療、生活支援、介護予防を充実させようとするものであります。

現在までも、介護保険法にのっとり、地域包括支援センターにおいて高齢者施策は充実されておりますし、特に介護予防に関してはいろいろな取り組みがなされ、ハード面・ソフト面等、着々と整備され、特にソフト面においていろいろなメニューを用意して、心身ともに健康寿命を延ばすという目標に向かって鋭意努力していただいております。

私、個人的に1つだけ心配事を上げるならば、これは今回の制度改正にもかかわってくるところですが、介護に関して協力していただける人材不足、人材育成が少し弱いかなということは個人的に思っているところであります。

本年4月からは第6期高齢者福祉計画、介護保険事業計画が施行されますが、国の制度の改正点も含め、平成27年から平成29年までの3年間になっております。国のガイドラインが昨年の7月に示されたようであり、そのガイドラインを踏まえての具体的な施策の実施方法等の策定になったわけではありますが、一般町民の方には制度改正に当たり費用負担だけがふえ、今まで受けていたサービスの低下を招くのではないかと、地域間、自治体間でのサービスの格差が生まれるのではないかと心配や不安が募ってくるのではないかと懸念しております。

改正法案成立の前の去年の6月議会において、大沢議員より地域包括ケアシステムの構築への取り組みということで質問されており、医療と介護の連携、実態調査、ニーズ調査、第5期までの総括と保険料、認知症対策と4項目にわたり質問され、法案成立前ですので、その時点での答えられる範囲での詳細な答弁をいただいておりますが、国からのガイドラインが示され、2025年を見据えた第6期の地域包括ケア計画が動き出そうとしている今、介護保険制度の改正の大きく変わろうとしている部分について、御嵩町民に対する不安の払拭、また私たち議員の理解を深めるためにも、以下のとおり質問します。

まず1点目に、改正点の主なポイントについて、簡単でいいですのでわかりやすく説明していただきます。

2点目であります。これは数字の確認ですが、高齢化率、介護率等や予想は細かく今回出される計画のほうに示されているようですので聞きませんが、改正によって影響を受けるであろう第1号、第2号被保険者の数、介護認定を受けておられる方の総数をお伺いします。

3点目に、改正点の移行期間、準備期間ですが、第6期期間内ということで3年間あり、平成29年4月からは全ての市町村が新制度に移行するということですが、他市町村の移行の動向調査、各団体との意見交換、現場や被保険者からの意見聴取、NPO団体やボランティア団体

等の育成等々、準備、検討することが数多くあるわけですが、御嵩町ではどのような移行計画を立て、どのようなタイムスケジュールで作業をし、いつの時点より完全移行を目指していくのかをお伺いします。

4点目に、制度改正の個別事案ではありますが、今回要支援の1、2の軽度者については訪問介護、通所介護の予防給付の対象から除外され、総合事業に移行し、多様なサービスを提供できる体制を整えよということですが、全国一律であったサービスが各市町村で格差が生じる心配があるようで、他市町村とサービス内容、利用料など、どのように均衡性を保っていくのかをお伺いします。また、違う視点で見れば、政策面的になってしまうかも知れませんが、財政面、人材面など強化の仕方によっては他市町村との差別化を図れるということになるかと思いますが、その辺の考えは今どのように考えておりますでしょうか。

5点目として、特別養護老人ホームの入所対象を原則要介護度3以上に移行していくということで、入所者、また入所希望者の心配するところではありますが、御嵩の特別養護老人ホーム「さわやかナーシングみたけ」には、現在、要介護度2以下の方は入所者や入所希望者の中におられるでしょうか。また、要介護度の見直しがされた方々、特に要介護度3から要介護度2に変更になった方々の入所継続についてはどのように考えておられますでしょうか。また、認知症が発症しておられる介護度の低い方の居場所づくりはどのように考えておられるか、お伺いします。

6点目であります。現在は介護サービスを利用するのに年収にかかわらず1割の負担でサービスを受けられますが、制度改正後は一定以上の所得や資産のある利用者の負担が1割から2割に負担割合が上がるということですが、この自己負担増はいつから始まりますか。また、御嵩町のサービスを受けられている方のどれぐらいの方が2割負担になると予想されますでしょうか。

最後7点目、制度改正に当たり、3年間で新制度施行のためいろいろな準備等々されていくわけではありますが、細部に関してはなかなか理解するのが困難であり、町民の方々もいろいろと不安や心配があることと考えます。国や県のほうからも順次改正点など説明等があると思います。これも新年度予算に計上されているようですが、御嵩町においても丁寧で細やかな説明や周知が必要になってくるとと思いますが、どのようにこの3年間で周知徹底を図っていくおつもりか、お聞きします。

以上、答弁を求めますが、介護制度改正の準備段階ということで、今の時点で答えるのが難しい部分もあろうかと思えます。できるだけ親切丁寧にお答えくださるようお願いいたします。以上、よろしくお祈りいたします。

議長（加藤保郎君）

民生部長 田中康文君。

民生部長（田中康文君）

それでは、高山議員の御質問にお答えいたします。

御質問は、介護保険制度の見直しについて7点であります。

第1点目の御質問は、介護保険制度の改正の主なポイントについてであります。

2025年には団塊の世代が75歳以上となり、介護が必要な高齢者の数が急増すると見られています。これに備えるため、国は介護保険法を改正し、2014年6月には医療介護総合確保推進法が成立しました。介護保険は一部の給付が縮小され、市区町村が行う地域支援事業の重要度が増すなど、大きな見直しが行われます。特に大きく叫ばれている点が、地域包括ケアシステムの構築と費用負担の公平化です。国は持続可能な社会保障制度の確立を図るとともに、地域包括ケアシステムを構築することで、2025年の3人に1人が65歳以上、5人に1人が75歳以上になる大介護時代を乗り切ることが想定しています。

地域包括ケアシステムは、在宅及びサービスつき高齢者向け住宅などの介護を前提とする制度であり、高齢者が住みなれた地域で生活を継続できるようにするため、介護、医療、生活支援、介護予防を充実させようというものです。一方で、低所得者の保険料軽減は拡充され、所得や資産のある利用者の負担が引き上げられます。

改正の主なポイントの1点目は、所得が一定以上の場合、利用者の自己負担が2割となります。

介護保険の財源は全体の2分の1が国と自治体、残り2分の1を40歳以上の被保険者が支払う保険料で賄われています。大介護時代に突入すると、今の介護保険制度自体の持続性も危ぶまれます。そのため、現在は介護保険サービスを利用するには年収などにかかわらず1割を利用者が負担していますが、改正後は一部の利用者の負担がふえることになりました。施行時期は平成27年8月からとなります。

改正の主なポイントの2点目は、低所得者に対する保険料の軽減であります。

65歳以上の高齢者が支払う介護保険料は市町村によって基準額が異なります。御嵩町の第6期事業計画期間中の月額基本保険料は5,300円で設定させていただいており、所得の段階に応じて保険料額が異なります。今回、所得の低い方に対する介護保険料の軽減率が2015年4月から拡大されます。軽減の対象になる人は、本人及び世帯全員が非課税であることが前提となります。具体的には、生活保護受給者、または世帯全員が住民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額が80万円以下の人が新1段階となり、5%の軽減がかかることで年間保険料が本来3万1,800円のところ、2万8,620円へ軽減されます。また、消費税が10%となる平成29年4月からは、第1段階が基準額の45%からさらに30%へ軽減されるほか、第2段階が

75%から50%へ、第3段階が75%から70%へ軽減される見込みであります。

改正の主なポイントの3点目は、要支援のサポートが市町村へ移行されます。

現在は要支援1、2の下に要介護1から5があり、この要支援、要介護認定を受けた人が所定の介護サービスを受けることができます。要支援は身体介護というよりは買い物や調理、洗濯、掃除といった生活面の一部に支援が必要な状態が多いと言えます。この要支援を対象とする予防給付のうち、訪問介護と通所介護について、2015年4月より3年かけて医療介護総合確保推進法をもとに市区町村が取り組む地域支援事業に移されることになりました。

具体的には、訪問介護はヘルパーが自宅で入浴のサポートをするなどのほか、掃除や料理などの手助けなどがあります。一方、通所介護は施設に通ってレクリエーションを楽しんだり、機能回復のための訓練を行ったりなどのほか、入浴の介助などがあります。これまで全国一律のサービスだったものが市区町村に移行することで、市区町村の財政状態などでサービス内容や利用料に差が出る可能性はあります。しかし、NPOやボランティアにも頼めるため、多様なサービスの提供が可能になります。施行時期は平成29年4月からとなります。

改正の主なポイントの4点目は、特別養護老人ホームへの入所は要介護3以上となります。

特別養護老人ホームは有料老人ホームなどに比べて利用料も安く、要介護度が重くてもケアが受けられます。この施設の入所待ちが全国で約52万人に上ると言われています。そのため、2015年4月より入所条件が設けられ、より厳格になります。原則、新規入所は要介護3以上の人に限定されるようになります。

なお、この要介護3以上の制限は、新たに特別養護老人ホームに入所する人の基準で、現在既に特別養護老人ホームに入所中の人は、要介護1、2であってもそのまま住み続けられます。また、要介護度が1、2と低くても、所定のやむを得ない事情に該当する場合は新規入所できることになっています。やむを得ない事情の例としては、認知症高齢者であり、常時の見守りや介護が必要な方、知的障害や精神障害なども伴って、地域で安定した生活をするのが困難な方、家族などによる虐待が深刻であり、心身の安全・安心の確保が不可欠な方などです。施行時期は平成27年4月からとなります。

改正の主なポイントの5点目は、施設の食費や部屋代の補助認定も厳格化されます。

特別養護老人ホームや介護老人保健施設に入所した場合、食費や部屋代は原則自己負担です。しかし、所得が低い人にはこれらの費用を軽減する仕組みがありますが、その仕組みを利用できる認定基準が厳しくなります。

これまでは所得の市区町村民税の非課税だけで判定していましたが、これからは預貯金も勘案の対象となります。たとえ所得が低くても、単身で1,000万円、夫婦で2,000万円を超える預貯金を持つ場合は補助の対象から外れます。また、世帯分離をしていても配偶者に住民税が課

税されている場合は補助の対象外となります。そのほか、遺族年金や障害年金については非課税収入でしたので収入にカウントされていませんでしたが、改正後はこれらも収入とみなして判定することになります。施行時期は平成27年8月からとなります。

改正の主なポイントの6点目は、高額介護サービスの引き上げであります。

介護サービスは要介護度ごとに1カ月の1割負担で利用できる上限額が決まっています。例えば、要介護5なら約36万円となり、自己負担割合は1割のため、月に約3万6,000円です。年金収入が少なかったり、夫婦で介護サービスを利用していたりすると家計の負担が重くなることもあります。こうしたときに役に立つのが高額介護サービス費です。所得に応じて1カ月の自己負担限度額が決まっていて、それを超えると払い戻される仕組みになっています。改正後はこの自己負担限度額が引き上げられます。施行時期は平成27年8月からとなります。

改正の主なポイントの7点目は、高齢者が住みなれた地域で暮らし続けていけるように、利用者の必要に応じて住まい、介護、医療、介護予防、生活支援のサービスを一体的、継続的に進めていく地域包括ケアシステムを構築することが柱となっています。

そこで、今回の改正部分となる介護予防・日常生活支援総合事業等に関する経過措置について御説明いたします。

医療介護総合確保推進法の制定により、介護保険法が一部改正され、町が実施する介護予防及び高齢者の総合相談・支援などを行う地域支援事業について、これまで介護予防事業から介護予防・日常生活支援総合事業への移行と、新たに在宅医療・介護の連携、生活支援体制整備、認知症早期支援の実施が加えられました。この改正に対応するため、新しいサービスの受け皿の確保や医療機関との調整などに時間を要するなどの課題に対し、町の現状を踏まえ、準備期間を設ける必要があります。

そこで、医療介護総合確保推進法附則第14条において、平成27年4月からの実施が困難な場合は、実施が困難な旨と実施猶予の期限を条例で定めることとされているため、猶予期限を町条例で定めることになりました。

具体的には、介護予防・日常生活支援総合事業への移行については、その円滑な実施を図るため、平成29年4月1日から行うものとし、新たに加えられた事業である在宅医療・介護連携推進事業、生活支援体制整備事業、並びに認知症対策推進事業の3項目については、同様に平成30年4月1日から実施を規定するものであります。

以上が医療介護総合確保推進法に関連する介護保険法改正の主なポイントとなります。

御質問の第2点目の第1号及び第2号被保険者数と介護認定者の総数であります。平成27年2月1日現在の65歳以上の第1号被保険者数は5,175人、40歳から65歳未満の第2号被保険者数は6,357人です。介護認定者数は、第1号被保険者が874人、第2号被保険者が17人、

合計891人となっています。

第3点目の御質問は、移行のタイムスケジュール、移行計画は立てるのかということにつきましては、県下市町村の総合事業への移行の動向の状況であります。中津川市が平成27年4月からの移行予定としているようですが、制度改革を受けた施策内容や移行後の展望など、不透明な部分が多く、近隣においても可児市が平成28年予定のほかは、美濃加茂市、加茂郡の各市町村など、多くが平成29年の移行を予定しているようです。また、在宅医療・介護の連携など、新たに加えられた取り組みについても、一部で先行して取り組み予定の分野もありますが、多くは総合型への移行と同じく、当面は経過措置で対応するようです。

今後、地域包括ケアシステムの構築を柱に、総合事業などの確立に向け、準備期間中に実施する主な事項について5点ほど上げますと、被保険者など町民への意識啓発、サービス単価・利用者負担の設定、現行の高齢者保健福祉事業の再構築、現行の介護予防の訪問介護事業所や通所介護事業所との指定等の協議や生活支援・介護予防コーディネーターの配置と協議体の設置などが検討内容となります。また、在宅医療・介護の連携については、可児医師会、可児市など関係者との協議、認知症早期支援は初期集中支援事業、地域支援推進員の設置などの分野において組織、人的な体制づくりなど、さまざまな検討が必要となります。

まだ具体的には何も決まっておりませんが、今後検討を開始するに当たりまして、まず最初に総合事業の体制づくりとなる協議体の準備会議を立ち上げることも必要であると考えています。準備会議のメンバーは社会福祉協議会やシルバー人材センター、民生委員・児童委員や介護事業所のケアマネジャー、医療関係者やボランティアの代表者の方など多くの機関の方々に集まっていただいて、御嵩町の地域包括ケアシステムをどのように構築していくのかを協議していくための準備会議を立ち上げて協議を進めていきたいと考えております。

今回の準備機関として位置づけましたが、いずれも今直面している重要事案であるとの認識のもと、抽象的な表現ですが、地域の独自性を検証しながら、周辺市町村の動向も踏まえて、慎重に計画的な取り組みを進めてまいります。

第4点目の御質問は、総合事業サービスの内容の他市町村との均衡性はどのようになるのかということにつきましては、医療介護総合確保推進法附則第14条では、猶予期限の規定とともに猶予期間中に事業の効果的かつ効率的な実施のために必要な措置を講ずることと解説がされています。総合事業への移行に当たっては、地域の介護予防に関する既存資源の洗い出しや新たな資源の発掘などを前提として、これまでの取り組み成果を踏まえた上で国の指針により示される総合事業ガイドラインに沿った形で具現化する必要があります。

そこで、地域特性を生かした取り組み、多様なサービスの充実に向けた受け皿の整備や関係機関との調整などの課題解消のため、一定時間をかけて準備した時点で総合事業へと移行する

こととしました。

また、新たな取り組みとして示された在宅医療・介護の連携については、高齢者が疾病を抱えても自宅の住みなれた場所で療養し、安心した生活が続けられるよう、日常の療養支援、在宅医療・介護サービス等の情報共有など、連携を図るための体制を整備することです。

そして、生活支援体制整備は、生活支援コーディネーターの配置などを通じて、生活支援の担い手への養成やサービス開発、関係者のネットワーク化、ニーズとサービスのマッチングなどを行い、生活支援・介護予防サービスの提供体制の整備に向けた取り組みです。

さらに、認知症早期支援は、認知症高齢者が住みなれた地域で安心して尊厳を保ちながら生活できるよう、認知症の早期の段階から適切な対応が可能な体制の整備や地域全体で認知症高齢者やその家族を支援するネットワークを構築するなど、総合的な支援体制を推進するものです。

いずれの取り組みも介護予防・日常生活支援総合事業への移行と同様に、猶予期限を設け、一定の時間をかけて準備した時点で取り組んでいくこととしました。他市町村とのサービス内容、利用料など、どのような均衡性を保っていくかにつきましては、今後可茂管内での担当者会議等が開催された折には、管内でサービスに差が出ないように、同じ歩調で進んでいけるよう提案していけたらと考えております。

次に、第5点目の御質問は、特別養護老人ホームの入所対象者の要介護度につきましては、平成27年2月末現在の町内特養の入所者数は80床のうち78名で、介護1が6名、介護2が8名、介護3が20名、介護4が21名、介護5が23名となっています。認知症を発症しておられる介護度の低い方の居場所づくりについては、認知症になっても安心して暮らせる地域づくりを目指して、平成26年度に「あっと訪夢」において認知症カフェを実施しました。今後は、認知症カフェを初め認知症の方と家族、地域住民、専門職員等が気軽に集まり、交流できる集いの場を多くの地域に開設できるよう、関係機関と連携して支援していきたいと考えております。

第6点目の御質問は、介護サービス2割負担の予想についてであります。介護保険の財源は全体の2分の1が国と自治体、残り2分の1を40歳以上の被保険者が支払う保険料で賄われています。大介護時代に突入すると、今の介護保険制度自体の持続性も危ぶまれます。そのため、現在は介護保険サービスを利用するには年収などにかかわらず1割を利用者が負担しています。改正後は一部の利用者の負担がふえることになりました。具体的には2015年8月から年金収入280万円以上の方は自己負担が2割になります。また、同一世帯に65歳以上の方がいる場合は、年金収入とその他の合計所得金額が346万円を超えると2割負担になります。

御嵩町での該当者数の詳細は、前年の収入が確定する6月末から7月になってからになります。概算ではおよそ300人程度が2割になるものと思われま

第7点目の御質問は、改正点の周知についての御質問であります。

介護保険制度が平成12年にスタートし、今回の制度改正がこれまでで最大の改正と言われています。このため、住民への周知方法としましては、1点目として町ホームページでの周知、2点目として広報「ほっとみたけ」4月号、7月号への制度改正の内容紹介掲載、3点目として、制度改正案内用パンフレットの印刷及び窓口での周知、4点目として手づくりによる制度改正の概略版の印刷を行い、4月の仮算定時及び8月の本算定時の納付書発行時に概略版のチラシを同封する予定をしております。平成27年4月移行、大きな混乱を招くことのないよう、周知を行ってまいります。

以上で高山議員への答弁とさせていただきます。

[1番議員挙手]

議長（加藤保郎君）

1番 高山由行君。

1番（高山由行君）

田中部長、詳細に説明いただきましてありがとうございます。

今の時点でお答えできることを答えられたと思いますが、1つだけ、部長の御答弁の中に準備会議の立ち上げということですが、この3年間、項目が30年の4月からスタートさせる部分もあろうかと思いますが、準備会議の立ち上げと今申されましたけど、地域包括ケア会議のメンバーさんとは別に立ち上げて、29年度の4月からの対応をするということですか。1つ伺います。

議長（加藤保郎君）

民生部長 田中康文君。

民生部長（田中康文君）

御質問にお答えします。

地域包括ケア会議とは別に準備会議を設けて対応を検討していきたいというふうに考えておりますので、よろしく申し上げます。

[1番議員挙手]

議長（加藤保郎君）

1番 高山由行君。

1番（高山由行君）

ありがとうございます。

この件に関しては、詳細に御答弁いただきましたので、この辺にしておきますけど、今御嵩町では地域包括支援センターのほうで予防介護のほうもしっかりとした充実した内容でいろん

なメニューがあり、私もMTK48の体操などに参加しておりますけれども、かなり充実しております。また、これを生かして、御嵩町がぜひこの部分に関して継続して充実していただけるように、また3年後には幹部の方もかわられる方もおりますので、町行政としてしっかりとした対応をとっていただきたいと思って、この質問を終わります。

次に、2点目の質問に移ります。

2点目の質問は、またかと言われるかもわかりませんが、御嶽宿、伏見宿のにぎわいづくりの今後という項目で町長にお伺いします。

私たち議員も残すところあとわずかな任期になってまいりました。私も、議員になって初めての一般質問で御嶽宿についてという項目で町長に質問しております。そのときの御答弁では、御嶽宿の再生は今後も財政的な課題の克服をしつつ、知恵を絞り、汗をかき、財源を探しながらしっかりと対応していきたいと申されております。そして、この4年間も大変熱心に取り組んでこられたと評価しているところであります。

しかし、そのときの私の言葉にもありましたけれども、宿場町再生には長い時間と多くの人とのかかわり合いが必要であり、御嶽宿においても完成形のない長い道のりではありますが、地道に取り組んでいってほしい施策でありますので、再度、27年度に入る節目の今定例会に質問いたします。

ここで少し宿場町再生についてをおさらいしておきますが、平成18年に策定されました第4次総合計画の第1番目のプログラムの中山道の再生を進めるまちづくりプログラムに沿って、平成20年度に御嶽宿地域再生構想を策定し、平成21年には御嶽宿地域景観等整備指針を策定、その後、さんさん広場、健康館、わいわい館の建設、公共施設、民間の建物等の景観修景、大学生とコラボしてのまちづくり、ささゆりハイキングや中山道ウォークなど、にぎわいづくりイベント等を開催し、数々の施策を実行していただいているところであり、県のほうからの財政支援、人的支援も受けまして、集中して、まちづくり課を中心として「みたけ地域活性化委員会」とともに取り組んでおります。その間にはいろいろな賞もいただきましたし、岐阜の宝もの認定プロジェクトでは、じまんの原石から明日の宝物、そして御嶽宿、伏見宿を含んだ「中山道ぎふ17宿」が岐阜の宝ものとして認定されております。

まだまだたくさんの事業を集中的にこの6年間で行ってきましたが、特にハード面のにぎわいづくりの創出の拠点づくりという面では、宿場町が再生しつつあり、人々の交流も推進されつつあります。しかし、まだまだ道半ばではありますし、行政としてハード面の充実や運用方法、ソフト面の人材育成や人材確保等々、問題点解決とさらなる御嶽宿の再生とにぎわいづくりを推し進めていかなければならないと考えております。

国のほうでは、まち・ひと・しごと創生本部が新設され、本年度御嵩町においても地方版総

合戦略を策定し、御嵩町の活性化に取り組んでいくところではありますが、今のこのような流れに乗って、御嶽宿、伏見宿という大きな地域資源のある御嵩町をまた一つ、6年前とは違う視点から発展させることができると考えます。町長の御嶽宿、伏見宿のにぎわいづくりの今後の施策展開の所信をお伺いします。

平成20年に策定されて、それ以降沿ってきたということですが、町長の任期も平成19年からなので、町長の肝いりで進めてきた施策かなあとは思っておりますし、集中と選択でお金も投入していただきました。人材面も投入していただいて、かなり御嵩町のまちも変わってきたなあということですが、この策定の指針も第4次総合計画に沿ってということで、おおむね7年という計画でした。これで4次総は27年で終わりということで、景観修景の予算もことはまた少なくなったなあという感じで私はおりますけれども、今後どのような感じになっていくか、町長の考えをお伺いします。よろしくお願ひします。

議長（加藤保郎君）

町長 渡邊公夫君。

町長（渡邊公夫君）

おはようございます。

3月11日、先ほどからお話に出ておりますが、4年前も本議会の最中でありました。当時は竹内副町長でありましたけれど、私の隣で立って答弁をしておりました。竹内副町長は震えているのかと私は錯覚をしたんですけど、それほど異様な揺れであったと。休憩時間にテレビを見ましてもほとんど映像は出てこないというような状況でありました。被災された皆さんには、やはり前向きになっていただいて、それぞれの自治体の首長は皆が戻ってきてくれることを、また皆でまちがつかれることを本当に真剣に願っておられると思いますので、ぜひ新たに力を出して、新しいまちをそれぞれの力でつくっていただけたらありがたいなと思います。今なら、理想型のまちができる可能性があると思います。逆にピンチはチャンスと捉えて、前向きに取り組んでいていただきたいものだと切に願うものであります。

それでは、高山議員の質問にお答えをいたします。

質問の答えになるかどうかはわかりませんが、とりあえず私自身の今考えていることについて申し述べたいと思います。それには、地方創生についての説明をさせていただきたいと思います。

平成26年度補正予算にあります地方創生関連事業に、御嵩町では5,515万9,000円の国からの歳入を見込んでおります。国の補正予算4,500億円の市町村への配分、これは自動的にされる財源であります。実は、この配分で使われた総額は4,200億円であります。つまり、国は300億円をプールした形でおられます。この300億円については、市町村が知恵を絞り、提案し、そ

の提案された案件が評価された事業に交付されることになっております。つまり、手を挙げ、みずからとりに行った市町村に交付されるということでありまして。これが市町村がいわゆる勝ち組と負け組に分かれると言われているゆえんであります。国では、平成27年度以降もこのような予算が組まれる、そのような心証、いわゆる感覚で捉えております。

今最も必要なことは、自分のまちの行く末のストーリーをつくること、アイデアを生み出すことでもあります。具体的に言えば、これも思いつきと言われるかもしれませんが、人口対策で、例えば町営住宅をつくらうということにしますと、国土交通省の所管になってきます。国土交通省が所管している町営住宅にはほとんど条件がつけられません。しかし、国土交通省の認めない条件をつけるとしたなら、まちづくりのために地方創生のその財源が投入できる可能性が出てくるということでもあります。今後、その使い道等々については私自身もしっかりと研究をしながら決めていきたいというふうには思っております。また、とりに行くという姿勢を示したいと思っております。

対象となる職員にはプレッシャーになるかもしれませんが、例えば県との人事交流、現在は内閣府へ職員を派遣しております。そして、環境モデル都市への取り組みについても、私自身、こういう時代が来るということは想定はしておりましたので、情報の収集はできる体制が御嵩町はかなりとれている町であるということも御紹介しておきたいと思っております。

また、議会のあるべき姿、これも実は問題になっております。求められるのは、先ほど高山議員も山田議員もおっしゃったんですけど、スピード感であります。政策の議会側からの提案能力であります。チェックという言葉をよく使われますが、議員のチェックという意味もかなり変わってきます。私自身は、議員の当時、12年間、行政に対するチェックという言葉は使っていましたが、それは町長も選挙で選ばれるわけですので、町長は町民と約束をした、そうしたものを実現する責任があります。その町民と約束をして当選したんですから、議会議員としては町長自身はその約束を果たしているのかどうかをチェックするのが議会議員の仕事だと思いい、私自身はそのような立場で議員活動をしてまいりました。ただ、それぞれチェックの位置づけも違う、価値観も違う方もお見えになりますので、一概にそれとは言えませんが、これから特に必要とされるのは、地方創生において首長と議会の関係で、政策決定は力を合わせて行って、そしてチェックは力を合わせた結果、その看板が磨かれているのか、磨き方がどう磨かれているのか、これをチェックしていくのがこの地方創生に関しては議会の仕事になってくると考えております。

そこで、御嶽宿、伏見宿についての答弁をさせていただきます。

この2宿をどうするかということは、この2宿を節目をつけつつ、どのようなストーリーを描くかということかと思っております。まちづくりに対して、どう位置づけていくのかということ

あります。

当面、まず御嶽宿においては、やはり課題としては願興寺本堂の修理と本陣のあり方であり
ます。

前者については、もう既にいろんな場で私も発言をしておりますので、行政としては既に準備が整い、スタートする、いつでもできますよという状態にあるわけでありませうけれど、あとは事業主体と、また保存会の皆さんがどこまで覚悟するのか、それを示していただければという次元であるかと思えます。

本陣につきましては、以前、県のほうから派遣されておりました堀参事が本人と随分何回も会った上で話を重ねてきております。しかし、ここのところ没交渉になっておりますので、まず所有者がどうされたいのかということについて、そのお考えをお聞かせ願うような場をつくっていきたくと思っております。

伏見宿についても同様であります。今回の地方創生という制度に合致するかどうかを確認しつつ、伏見宿で今検討されている残さなければいけない文化財としての建築物について話し合いを継続していくということになるかと思えます。でき得れば、地方創生という位置づけで残していけるような財源を得る方法を考えていきたくと思えます。

もちろん、この件に関してはまちづくりでありますので、人材の発掘と活動しやすい場を整えることも御嵩町行政の責任だと思っておりますので、高山議員にももっと踏み込んでいただいて結構ですので、ぜひ具体的に、また提案型の質問を今後2期を目指して頑張っていかれる、また2期目を実現すると思っておりますので、そういう立場の議員になっていただけたら、また違った世界が広がってくるかと思っておりますので、ぜひアイデアが出せる人というのはなかなかいないものでありますから、皆さんがふっと思いついたようなことでもよろしいですので、そのアイデアを行政に届けていただきたい。また、自分でやれることは自分でやっていただきたいという部分もございまして、ぜひ一緒に御嵩町の活性化に取り組んでいるという気概を持った上で議員活動に励んでいただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。以上であります。

〔1番議員挙手〕

議長（加藤保郎君）

1番 高山由行君。

1番（高山由行君）

いろいろアドバイスも、町長ありがとうございました。御嶽宿の中も、本陣のことを今、町長が申されましたけど、空き家の件もありますし、また活用できる建物もまだ残っております。それをどうしていくかということも議員として提案ができるように、今後私も働いていくつもりでおりますので、よろしく申し上げます。

以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長（加藤保郎君）

これで、高山由行君の一般質問を終わります。

ここで、暫時休憩とします。再開は10時25分とします。

午前10時11分 休憩

午前10時25分 再開

議長（加藤保郎君）

休憩を解いて再開します。

一般質問を続けます。

10番 岡本隆子さん。

10番（岡本隆子君）

それでは、通告してあります大きく2点について、質問をさせていただきます。

1点目はリニア残土処分についてでございます。

御嵩町でのリニア残土処分埋め立てについて質問をいたします。

御嵩町でリニア残土埋め立てについて、昨年6月定例会におきまして、山田議員の一般質問で美佐野押山地区を有効活用できないかという質問に対して、町長は、大量な建設残土の行き場がまだ決まっておらず、御嵩町はこれに手を挙げている状況であると答弁をされています。その後、平成26年環境審議会において、リニア残土活用について質疑がなされています。審議会の会議録を確認いたしますと、葛西参事は、リニアの残土についてはこれから議論していくところである。改めて動きがあれば、審議会へ報告していくと答えられています。その審議会では、委員のほうから美佐野押山地区について、リニア残土処分場になっているとの情報があった。このエリアには、希少種のハナノキがある。計画があるのかないのかという質問に対して、葛西参事は、リニア残土についてはまだこれからの段階である。決まっているわけではない。町長が土地利用について地域振興の観点で議会答弁したものが新聞記事となった。しかるべき段階となれば、審議会で御協議いただくことになっていると答えられています。

ここで、ハナノキについて少し説明をさせていただきます。

今から約2,000万年前、亜炭のもととなったメタセコイアが隆盛を誇っていたころから、途方もない長い年月を命をつないで生き残ってきているのがハナノキです。幾度もの氷河期を経て、多くの生き物が絶滅していった中、生き残ってきたハナノキが生きた化石と言われるゆえんです。この2,000万年前というのは、まだ日本がユーラシア大陸の一部で、中山道みたく館の入り口に実物大の写真が飾られている、あの鼻の短い象、ゴンフォテリウムアネクテンスが

いた時代であります。御嵩町はその象の化石が出土したということでも名が知られています。

ここに平成26年度第1回目、2回目の会議録がありますけれども、1回目も2回目でも委員から、なぜここがリニア残土処分の候補地になったのかという質問が出ています。

そこで質問ですが、具体的にどういう事業を考えられていますか。

2点目として、これに当たってはどのような手続で進められていきますか。

さて、御嵩町では環境基本条例が制定をされています。その前文では、御嵩町では町の特性である自然と人間の資源を生かしつつ、先人たちから受け継いだ豊かな環境を後世の人たちに引き継いでいくよう努めなければなりませんとされ、町、事業者と町民が一体となって良好な環境の保全と快適な環境の創造に取り組むことにより、安心して暮らせる町を目指すためにこの条例を制定しますと書かれています。そして、町の責務として、第4条、町は町内の正常な大気、土、土壌、森林と野生動植物を現在と将来の町民のために保全する責務や保護する責務があります。町は自然的社会的条件に応じ、次の各号について積極的に取り組まなければなりませんとして、1. 人と自然が共生する恵み豊かな環境を実現するため、野生生物の種の保存や生物の多様性の確保を図るとともに、里山や水辺などにおける自然環境を保全することとわられています。

美佐野の町有地にリニア残土を埋め立てることについては、先ほども述べますように、この場所での埋め立て処分は非常に環境への影響が大きいと思われませんが、環境審議会では、その他の質問としては出されていますが、議題としては上げられて審議されていません。葛西参事が、答弁では、しかるべき段階となれば審議会で協議していただくとされていますが、ここで質問です。

3番目ですが、リニア残土の埋め立ての事業に手を挙げる前に、環境審議会に諮るべきではありませんでしたか。また、環境アドバイザーの意見を聞くべきではありませんか。

4番目ですが、葛西参事が言われるしかるべき段階とはいつの時点を指すのでしょうか。

また、町民への情報提供に関してでございますが、第16条で、町は町の環境の状況及び環境の保全と創造に関する情報の収集に努めるとともに、町民、事業者や民間団体に対し、必要な情報を積極的に提供するよう努めますとされています。

2003年、可児市で水源汚染問題が起こっています。記憶されている方も多いと思いますが、東海環状自動車道トンネル掘削残土処分場で、水中に含まれる黄鉄鉱と雨水が化学反応を起こし、硫酸が発生し、残土に含まれるカドミウムや亜鉛などの重金属を溶かして流出したという事件がありました。近隣で残土処分に関してこのような事件があったこともあり、関心のある住民も少なからずいるのではないかと思います。

このように、御嵩町の絶滅のおそれのある野生生物に指定されているようなハナノキやシデ

コブシなどが群生する湧水湿地であること、残土処分による河川の汚染など、非常に不安事項が多いかと思うのですが、住民への情報提供はどのようにして進められますか。

また、御嵩町野生生物保護条例では、第3条で、町は希少野生生物の生息、または生育の状況を常に把握するとともに、その状況に応じて積極的に野生生物の保護に関する施策を策定し、これを実施するものとするされています。美佐野の町有地のハナノキの群生地については、先ほども言いましたが、レッドデータの調査では、役場職員も同行して調査に入っていると聞いています。町はその希少種についてはどのように認識していらっしゃるのでしょうか。御答弁をお願いいたします。

議長（加藤保郎君）

企画調整担当参事 葛西孝啓君。

企画調整担当参事（葛西孝啓君）

岡本議員から、リニア建設発生土につきまして6点御質問がございましたので、お答えをさせていただきます。

まず、1点目でございます。具体的にどういう事業を考えているのかでございます。

まず初めに、JR東海のリニア中央新幹線については、昨年10月に国土交通省の着工認可がなされ、事業に向けて動き出したところでございます。しかしながら、リニア建設発生土の活用については、JR東海の環境アセスにおいてもまだ未定のままであり、JR東海においても、これからどうしていくのか検討している段階と認識しています。

6月の町議会において、山田議員より、リニア中央新幹線に関連して美佐野地域の町有地の活性化について質問がございました。町長の答弁にございましたとおり、県を通じ、リニア建設発生土の活用検討候補地の紹介に対し、美佐野地区の町有地は遊休地であることと、かつてゴルフ場の開発の許可がなされ、頓挫した経緯があり、もともと開発されようとしていた用地であったことから、情報提供したところでございます。については、まだ候補というだけで、どういう事業をするのか示されていないところでございます。

それから2点目について、どういう手続が進められるのかについてでございますが、JR東海はリニア建設に係る建設発生土の活用計画が未定のままでありますので、今後建設残土活用計画を立てていくに当たっては、JRの責任でもって環境のアセスであったり、環境調査を行っていただくことになると思っております。

3点目の、リニア残土の埋め立ての事業に手を挙げる前に環境審議会に諮るべきではないかということと、環境アドバイザーに意見を聞くべきではないかということでございますが、美佐野地区の町有地につきましては、まだ建設発生土の埋め立てをするということに決まっているわけではございません。今後、JR東海によって実施される予定の環境調査や、それに基づ

いて町有地の活用に当たっては、環境審議会等に御相談することになると考えています。

それから4点目、今、私が環境審議会で発言したしかるべき段階とはいつのことかということでございます。

平成25年度から、J R 東海の環境アセスが行われているわけでございますが、その際に環境アセス法に基づく知事意見が出される際、知事から御嵩町長に対し意見照会がございましたので、御嵩町の環境審議会を開催し、議論していただいて、町長意見を岐阜県知事に対して回答した経緯がございます。その後、J R 東海に対する県の知事意見の中では、環境アセスの中に建設発生土の活用、置き場が未定のままであったので、今後手続終了後に明らかになるさまざまな計画に対して、環境影響を報告し、また県の意見を反映することを要求しております。町としても、同様に意見を反映していただきたいと考えていますので、町の審議会に協議する段階とは、そのような時期にあると考えています。

5点目の住民への情報提供はどのようにしていくのかということでございます。

リニア中央新幹線の事業はJ R 東海の事業であるため、J R 東海が説明を行っております。御嵩町におきましては、昨年11月にJ R 東海によって説明会が行われました。議員が言われますように、町としては町民の多くの方に聞いてもらうように広報における協力や、あるいは環境審議会の委員の方にも開催日の情報を案内するなどしております。また、今回の岡本議員からの質問により、町民の方々に現状の進捗を知っていただく機会になっていることと思っております。

最後になりますが、6番目の、町は希少種についてどのように認識しているのかということでございます。

町の希少動植物に対する認識については、昨年度、先ほど申し上げました県知事に対しての町長意見の中において、J R 東海に対して希少動植物対策をするようにという意見を出しております。御嵩町としましては、環境保全に対して、J R 東海に言うべきことは言っていくつもりでございます。

以上でございます。

[10番議員挙手]

議長（加藤保郎君）

10番 岡本隆子さん。

10番（岡本隆子君）

それでは、ただいまの御答弁に再質問をさせていただきます。

1点目でございますが、具体的にどういう事業をということで、もともと開発を予定された地域であるということですが、これは別の開発であると当然考えますので、もともと開発され

る地域ではありましたが、やはりそれぞれに開発と当然町として考えるべきだと思うんですが、そのところの認識はどのようなか。

それから、2つ目ですが、JRの責任で環境アセスを行うということですが、もうこれは4月からJRの子会社が環境アセスを行うということを聞いておりますが、その後のことにもかかわってくるわけですが、これは御嵩町としてJR次第なのか、御嵩町として積極的にこの地を守っていこうとか、どうしようとかというのが、先ほどから聞いておりますとJRの事業であって、JRが決めることというようなニュアンスに聞こえるんですけども、町として積極的にここをこうしたいというようなお気持ちがないのか。

それから、ちょっと前後しますが、先ほどの最後の、町としても積極的にかかわっていくということをおっしゃっていらっしゃるんですけども、この処分場、残土処分については2月27日の中日新聞で岐阜県内の処分量については予想を上回る候補地があり、余っているというような、足りないということではないという記事が載っていましたので、あくまでもこれはそういう記事が載っているの、わざわざここで御嵩町がそのような危険を冒してまで手を挙げる必要がないのではないかと私は個人的には思いますが、そういう選択もあり得るということですか。

それから、5番目の住民の情報提供ということでございますが、JR東海の事業であっても埋め立てに関しては、やはり町が手を挙げている事業なので、これは住民から聞かれたら答える、議員が聞いたのでそれが情報として出るということではなくて、やっぱり先ほども言いましたように環境への影響が大きいと考えるので、住民へ積極的に情報提供をすべきだと考えますが、その点についていかがでしょうか。

以上、お願いいたします。

議長（加藤保郎君）

企画調整担当参事 葛西孝啓君。

企画調整担当参事（葛西孝啓君）

再質問がございましたので、お答えさせていただきます。

まず1点目の美佐野地区の開発の許可がなされた経過があつて、そこがもともと開発されようとしていた用地であったことということでございますが、今ちょうど町有地が遊休地であるということと、6月の町議会で町長が答弁いたしましたとおり、そこら辺の活性化についても御答弁があつて、そこら辺のとは、まさしく両面から可能性を探っていくというふうな立場でございます。ですので、3点目の御質問にもありました町として美佐野地区の町有地を埋立事業をしていくのかどうかということについては、埋め立てていくかどうかということとは、まさしく町の事業ではございませんので、まだそのところの活用の方法については、町とし

てもどういふふうにしていくのかというのは未定というところでございます。

それから、4番目の住民への説明の方法につきましてですが、美佐野地区をどうするのかというのは、町としてはまだ決めておりませんので、決める段階にあつてはそういった説明をする機会を設けてやっていくべきだと思っておりますが、今は、先ほどから御答弁しているように、まだ何も決まっていないところでございますので、御理解のほうをいただきたいと思ひます。

[10番議員挙手]

議長（加藤保郎君）

10番 岡本隆子さん。

10番（岡本隆子君）

まず埋め立てていくのはJRですので、町の事業ではないということですが、これはでも町も積極的に手を挙げて関与しているわけですから、当然町としても積極的にこれを受け入れてやっていこうということですので、JRが情報提供するだけで、町は知らん顔というのはおかしいんじゃないかなあと思うんですが、その見解をお聞かせください。

それから、決める段階となったら住民に知らせるし、環境審議会にもかけるとおっしゃっていますが、決める段階となつてから住民の声を聞いたり、環境審議会にかけて、それからじゃあ環境審議会がこれはどうかとか、どう保全するかとか、そういういろいろなことが言われるかと思うんですが、それからでも間に合うことなんでしょうか。前の産廃計画のときでも、ほとんど9割方決まつてから町民が知ることとなつたわけですけども、そういうことがあつてはならないと思うんですが、その意見が反映される段階できちつと審議会にかけられるなり、住民に情報提供されるなり、そういったことをしていただきたいと思うんですが、その点についてはいかがでしょうか。

議長（加藤保郎君）

企画調整担当参事 葛西孝啓君。

企画調整担当参事（葛西孝啓君）

まず、JRの事業ではないかということでしたけれども、先ほど答弁させていただきましたとおり、JRの候補地ということで環境調査が行われるわけでありまして。そういった意味では、環境調査の動向によっては当然ながら御嵩町も意見を言っていくべきでございますので、環境保全をすべきであれば、その旨意見を言っていきます。

それから、この美佐野地区はまさしく町有地でございますので、御嵩町の所有でございますので、そこを今後環境調査によってどうするかということところは御嵩町の意見を反映させていただきますので、そういった事業をするのかしないのか、あるいはほかの活性化に使っていくのかと

いうのは御嵩町が今後考えていくことですので、御理解いただきたいと思います。

議長（加藤保郎君）

町長 渡邊公夫君。

町長（渡邊公夫君）

今、産廃問題の話もありましたけれど、私は運動をした一人として、反省すべきところは反省しておかなければいけないと思います。処分場問題についても、実は御嵩町は行政として、広報紙で多分、平成3年の9月、10月、11月あたりで町民には知らせていました。たまたま我々は平成4年の1月の朝日新聞の夕刊で知って、何も知らされていないということを最初は言っていたんですけど、実は知らされていたということが事実であります。

今回、環境影響評価準備書という、こんな厚いものがあるわけでありましてけれど、これもJRは公開し、御嵩町でも約1カ月ぐらい閲覧が自由にできる機会を設けております。残念ながら、御嵩町ではたった1人が見に来られただけです。ゴルフ場の関係者だったらしいですが、あとの方は一人も来られなかった。私もちょっと意外だったんですけど、それに基づいて、これから環境影響評価をしていく。とりあえず、JRが行う環境影響評価というのは、御嵩町の場合はトンネルをつくりますので、その出入りに関したJRそのものが用地を買わなければいけない、使わなければいけない、そういう土地に関して、その周囲の環境影響評価をしていくということでありまして。そして、残土処理が決まって、この地がどうなのかということをおおむね決めた時点で、その埋め立て処分をする、造成をする地の環境影響評価はJRが行います。決定権ではありません。その結果を聞いて、私は断る場合もありますよということは最初から言っております。ですから、判断する時期というのは、JR側がまず意思表示をして、御嵩町の遊休地を使いたいと意思表示をされたなら、まずJRは民間会社でありますので、JRの責任において環境アセスを行うと。その上で、御嵩町が判断をしていく。ノーという返事もあり得ます。環境審議会にお諮りするとしたら、その時点。JRの環境アセスがしっかりと出た時点で埋め立てが可能なのかどうか、いろんな手だてが考えられるかと思っておりますので、その人の知恵を集約して、そういう用地を埋め立てしてもいいのかどうか、対応できるか否かを判断するのは、最終的には御嵩町ということになります。

本当に忘れていただけないのは、JRは民間企業であります。民間企業ですので、たとえ岐阜県内で残土処理の総容量が確保できた、できる模様とおっしゃっていても、最終的に環境アセスの問題は必ずいろんなところで問われてくるという結果になると思います。環境影響評価準備書についても、御嵩町の文化財にまでかかわる条例を全て調査すると、また調査しているという状況であります、環境のみならず。ですから、そういう意味ではかなり綿密にされているということは私自身は信頼させていただいている。その後の判断は、また御嵩町で

しっかりとしていくということになるかと思えます。

[10番議員挙手]

議長（加藤保郎君）

10番 岡本隆子さん。

10番（岡本隆子君）

まだ最終的な判断は御嵩町が行うということですので、それに期待をしたいと思います。

この件に関しては最後ですが、最後に御嵩町レッドデータブック2007というこの本ですけれども、ここの発刊に当たりましての言葉で、前町長の柳川さんが次のように語っています。生物の多様性のために、私たちが何をすべきか。絶滅危惧種だけを守ればいいのか、生息地だけを開発から守れば済むのか。この問題の明確な解決策はありませんが、本書の発刊を機に、身近に生きる希少種に目を向け、それを取り巻く生態系を次の世代に残すため、まさに人間と自然がどうやって折り合いをつけていけるか、真摯に考えて行動していくことと、ここに記録された植物や動物たちが10年後、100年後に生き長らえることができるのか。今を生きる私たちの行動にかかっているとと言っても過言ではないことをここで改めて提言し、発刊の挨拶といたしますとされています。

環境モデル都市の御嵩町が後世に恥ずかしくない選択をしていただけるものと信じて、この質問を終わります。

次の2番目の質問に入ります。

職員の育成についてであります。

まちづくりは人づくりから始まります。本町職員の資質向上は住民サービスの質的向上につながりますので、人への投資は積極的に行うべきものであると私は考えております。

今回の質問に当たりまして、御嵩町の人材育成基本方針を読ませていただきました。この基本方針にうたわれているように、人材育成を推進するには職員個々の能力を発揮できる体制づくりが必要であります。平成24年から28年までの定員適正化計画では、平成28年までに155人にする計画です。どれだけが定員の適当数かはさておきまして、現在155人の職員数で、今年度は特に退職者が多く、不足分だけの新規採用ができないと聞いております。

そこで質問に入りますが、新年度職員採用についてはどのようにお考えですか。また、職員数が不足するとすれば、どのような対応を考えていらっしゃいますか。2番目、職員数の減少による仕事量の増加と職員の能力向上についてはどのように考えていらっしゃいますか。今年度、残念なことに2人の職員がお亡くなりになりましたが、職員の健康管理についてはどのように考えていきますか。また、本町における職員のメンタルケアについてはどのような取り組みがなされていますか。サポートが必要となる前に食いとめられる手だてとしてはどのような

取り組みがなされていますか。

最後ですけれども、職員の専門性について伺います。

役所の仕事の中で専門性が求められるような分野があると考えます。福祉部門や上下水道部門、あるいは建設部門、税務、子育て施策の充実のための質の高い保育施策、あるいは図書館業務などですが、専門性が求められる分野があると考えます。そういった分野に専門的知識に精通した職員を配置することなど、必要ではないかと考えますが、その点についての御見解をお聞かせください。以上です。

議長（加藤保郎君）

副町長 瀬瀬久美君。

副町長（瀬瀬久美君）

それでは、岡本議員の質問にお答えいたします。

政府は、人口減少問題を克服するための効果的、効率的な社会経済システムの構築を図るため、地方創生のもと、まち・ひと・しごと創生の総合戦略を打ち出しております。私ども行政を取り巻く環境は厳しい財政状況が続く一方、少子・高齢化の進展や地方分権の推進などの影響により、住民の価値観や意識が変容し、そのニーズは多様化、複雑化をきわめ、行政需要や課題は膨らむばかりであります。

地方分権では、こうした行政需要や課題に対して、自己決定、自己責任のもと、効果的かつ効率的な行政運営が求められております。その実現のために町が進むべき方向性となる明確な目標や役割を職員が共有し、意欲的に業務に従事し、活力ある組織とするためには、職員の能力開発を含む人材育成が必要不可欠であります。職員の人材育成や能力開発は町の組織力を向上させ、最終的には住民サービスの向上につながるものと考えております。

それでは、まず1点目の新年度採用職員についての考え方と職員が不足する場合の対応につきまして、お答えをいたします。

職員の採用に当たりましては、これまで御嵩町定員適正化計画に基づき、職員全体の年齢構成、各年度の職員数の平準化などを考慮し、御嵩町に貢献できる職員の採用に努めてまいりました。適正化計画では、平成28年度までに155人体制を目標としておりますが、本年度途中の職員の欠員もありまして、現在155人体制となっているのが現状でございます。

平成27年度の体制につきましては、平成26年度退職者が12人、新年度採用者が8人決定をしており、不足する4人につきましては一時的に再任用職員と臨時職員で対応することとなりますが、今後も住民サービスの低下を招かないよう地方自治体としての役割を果たしてまいりたいと思います。

2点目の職員数の減少による仕事量の増加と能力向上についてお答えをいたします。

仕事量の増加は、職員数の減少の影響もありますが、御承知のとおり、県からの権限委譲事務や地方創生を柱とした新たな国の事業などの影響も大きいと考えております。新たな交付金が次々と示されており、短期間で企画書を作成し、交付金の申請を行い、財源の確保をしていかなない限り、何もしない自治体は今後どんどん取り残されることとなります。これからの行政職員は法令に従って事務を進めているだけでなく、常に先を見据え、地方創生に向け、さまざまな分野において施策の提案ができる能力が求められることとなります。

こうした能力の向上や対応できる職員を育成するため、毎年職員研修計画を策定し、受講の機会を与え、職員全体の能力向上を図っております。また、岐阜県との人事交流、さらには内閣府への研修派遣は当該職員にとどまらず、他の職員の意識改革や能力向上につながるものと考えております。

続いて、3点目の職員の健康管理についてお答えをいたします。

現在、全職員には定期健康診断を実施し、再検査が必要と判断された職員には病院を受診するよう促し、再検査後の対応を確認するなど、適正な健康管理を行っております。

なお、岐阜県市町村職員共済組合では、職員の健康管理を強化するため、職員のレセプトデータと健診データを突合、分析し、職員の健康課題や疾病予防対策を図るデータヘルス計画の準備を進めており、御嵩町としましても連携を図りながら健康管理に努めてまいりたいと思います。

次に、4点目のメンタルケアと5点目の事前サポートについてお答えいたします。

町では、独自に健康診断の折に心のストレスチェックを実施し、その結果を本人にフィードバックすることで、心の状態についても客観的指標に基づき、自身の心が健康であるかどうか気づかせる機会を設けております。その後、自発的なカウンセラーへの相談の機会を設けたり、高い数値を示した職員には健康診断の実施機関から直接職員にアプローチを実施していただき、他の職員に知られることなく比較的容易に希望者がカウンセリングを受けられることができる環境を整えております。

また、それぞれの職員が日常の様子や行動の中で、衛生管理者である保健師や人事担当者で気にかける必要のある職員や、所属の管理者や監督者から相談のあった職員を対象に面談を実施し、状況の把握に努めるほか、必要に応じて町が毎月1回実施する精神保健福祉相談へ派遣される精神保健福祉士であるのぞみの丘ホスピタルの所属の先生へあっせんを促すなど、事前の対策を講じております。

6点目の専門的知識のある職員の配置についてのお答えをいたします。

御指摘のとおり、役所の仕事には専門的知識に精通した職員が、その知識を生かして活躍してくれることが住民サービスの向上につながると理解をしております。こうした職員には、専

門知識を発揮できる部署に配属させるなど、それぞれの職員の適材適所を見きわめながら、その専門性を生かして従事させています。

一方で、自分の専門分野以外から自分を見詰め直す機会を持たせることにより、専門職としてさらなる向上と行政職としての幅広い視野や知識を習得させるため、定期的な人事異動において育成し、その後専門分野に戻して職務に従事させております。

重要なことは、組織力の向上とともに、職員一人一人の能力向上を図っていくということにあります。今後も職員の能力開発や人材育成に傾注しつつ、一方で健康面やメンタル面にも配慮した組織づくりを目指してまいります。

以上で答弁とさせていただきます。

[10番議員挙手]

議長（加藤保郎君）

10番 岡本隆子さん。

10番（岡本隆子君）

それでは、ただいまの御答弁に2点質問をさせていただきます。

職員の採用に当たりましては、27年度は4人不足ということですが、この定員適正化計画というのは平成28年度までの計画となっておりますけれども、採用とか退職については非常に波があるように思いますが、この適正化計画をその前に見直す考えがあるのかどうかということが1点。

それから、2点目ですが、現在、中山道みたけ館の図書館のほうでは正職員の図書館司書がない状態だと思います。やはり専門的な知識ということで言えば、正職の専門の司書の人がいたほうがいいと思うわけですが、この点についてはどうお考えでしょうか。

以上2点、お願いいたします。

議長（加藤保郎君）

副町長 瀬瀬久美君。

副町長（瀬瀬久美君）

それでは、岡本議員の再質問についてお答えをしたいというふうに思います。

まず1点目の職員の適正化計画の関係でございますが、現在の御嵩町定員適正化計画につきましては、業務量を見込んだというよりは総務省による人口、産業構造などを基準とする類似団体分類に基づいて策定をしたものというふうに理解をしております。

そうした中、先般、人事管理に関する岐阜県のヒアリングがございまして、その中で、国も地方分権が推進される中、地方自治体の事務量が増大している状況を把握しておりまして、人員を削減するだけの行政改革から実情に応じた適正人数の見直しへの転換が必要だというよう

な見解をいただいておりますので、御嵩町におきましては、平成29年度以降の職員の適正化計画策定の中で業務量の実情に応じた適正数に見直しを図っていききたいというふうに考えております。

それからもう1点、図書館司書の関係でございますが、まず現状を申し上げたいと思っておりますが、平成25年の体制でございますが、一般職の係長が1人、それから学芸員が1人、図書館司書1人、これは育休ということで、今実質的には勤務していない状況でございます。そうしますと実質2名体制。そして、臨時職員等が13人でございますので、15人ということになります。この15人というのは、中山道みたけ館の管理ということでありますので、郷土館、商家竹屋、図書館ということであります。そして、26年度の体制につきましては、一般職の係長1名、それから学芸員1名ということで、この学芸員につきましては図書館司書の資格も持っているという職員でございます。そうしますと、正職員が2人、臨時職員13人ということでございまして、実質的に図書館につきましては臨時職員が図書司書6人、そして無資格の職員が2人ということですが、25年に比べまして26年は図書館司書の有資格者を1人ふやしているというような状況でございます。そして、図書館司書の配置基準というものがございまして、これによりますと、指標でございまして、望ましい形ということで、例えば図書館法とかそういうもので決まっておるわけじゃありませんけれども、御嵩町の人口規模でいいますと8人配置し、そのうち4人が図書館司書ということになりますが、御嵩町は6人が有資格者であるということで、比較的充実はしておるというふうに思います。

そこで、今後の方針でございますが、やはり図書館においては図書司書の正の職員というのが組織上必要だとは思っております。そうした中で、現在図書館司書を職員2名しか資格を持っていないということで、具体的には今後、採用のときとか、そして現在、有資格者を本庁のほうにおきまして人材育成で異動させておりますので、そういう職員を戻すとか、それから現在の中道みたけ館の係長は資格を持っておりません。例えば、学芸員の資格を持った職員が町の職員として5名おりますので、そのうちの係長を配属すれば、係長が学芸員、そして図書館司書が両方持っておりますので、郷土館を担当しておる職員を図書館司書に充てれば、人材的には整うということで、そういうようなことで今後積極的に配属する方向で検討していきたいというふうに思います。以上です。

[10番議員挙手]

議長（加藤保郎君）

10番 岡本隆子さん。

10番（岡本隆子君）

ありがとうございました。これで一般質問を終わります。

議長（加藤保郎君）

これで、岡本隆子さんの一般質問を終わります。

続きまして、9番 大沢まり子さん。

質問は、一問一答方式の申し出がありましたので、これを許可します。

9番（大沢まり子君）

ただいま議長にお許しをいただきましたので、大きく分けて2点について質問をさせていただきます。

1点目にコンビニ健診の推進についてでございます。

皆様御存じでしょうか。現在、幾つかの自治体におきまして、コンビニエンスストアと提携をし、住民が近所のコンビニで買い物ついでに健康診断を受け、自分の健康状態を把握できるようにする取り組みが進められております。

近年、糖尿病や高血圧症などの生活習慣病が増加傾向にある中、健康診断の重要性が改めて指摘をされております。企業などに所属している方は職場で健康診断を受ける機会がありますが、個人事業主や専業主婦などは定期的な健康診断を受ける機会が少ないと言われており、近年若い世代の専業主婦の健康診断受診率の低さが指摘をされております。

そのような中、最近では地域ごとに健診率向上に向けた取り組みが行われるようになりました。例えば、兵庫県尼崎市では、これまで健康診断を受けたことがない潜在的な生活習慣病予備軍や重症者の掘り起こし、若年者の健診受診率向上など、市民の健康寿命を延ばすことを目的に、2012年10月に株式会社某コンビニエンスストアと健康協定を結び、2013年10月20日から12月15日にかけて、全12回、全国で初めてコンビニの店舗での駐車場を利用して、出前型のいわゆるコンビニ健診を実施いたしました。

具体的には、受診希望者が実施スケジュールから希望日時を選択し、インターネットや電話、または実施をする店舗に事前予約をした上で健康診断を受診します。当日は、店舗の駐車場においてテントを設けるなどをして健診を実施いたします。2013年に実施したコンビニ健診の結果においては、16歳から82歳までの248人が受診をし、そのうち16歳から39歳の若い世代が半数となり、また受診者の8割が市の健診を初めて受けた人で、またそのうち7割が高血糖や高血圧など、検査結果で何らかの所見が見受けられました。受診した人からは、身近なコンビニだから受診をする気になったなどの声が寄せられております。

このようなコンビニ受診は、尼崎市を皮切りに石川県の野々市市や佐賀市など、幾つかの自治体で実施をされ、生活に身近なコンビニが生活習慣病対策を担う存在と注目をされつつあります。

そこでお伺いいたします。御嵩町での健康診断受診率の状況はどのようになっていますでし

ようか。向上に向けた取り組みとしてコンビニ受診は導入できないものでしょうか、お伺いをいたします。

議長（加藤保郎君）

民生部長 田中康文君。

民生部長（田中康文君）

それでは、大沢議員の御質問にお答えをいたします。

御質問はコンビニ受診の推進について、健康診断受診率向上のため、コンビニ受診を導入できないかという御質問であります。

尼崎市では、市民の健康寿命の延伸を目指し、予防できる病気で倒れる市民を減らしたいとの思いから、生活習慣病の発症予防と心筋梗塞や脳卒中などの重症化予防の取り組みとして、平成17年度からヘルスアップ尼崎戦略事業を展開されております。

また、株式会社ローソンでは、まちの健康ステーションとして、まちが健康になること、そのまちで暮らすみんなが日々豊かな生活を送ることに貢献することを目指して、各種健康支援事業を展開されています。

目指す方向が同じである尼崎市と株式会社ローソンが平成24年10月に尼崎市民の健康づくりに関する協定を締結し、地域協働事業のモデル事業として身近なコンビニエンスストアにおいて出前型健診を実施することとなりました。

健診内容については、特定健診、後期高齢者健診と同じ内容で、健診とあわせて大腸がん検診、肝炎ウイルス検診、肺がん検診も行っています。

尼崎市では、特定健診の受診率が低下してきたことや、健診・保健指導の受診状況や総医療費の関係で、健診結果が改善し、重症化が予防できれば入院や高額な医療費を要する処置が減少し、結果として医療費適正化効果が生じると考えられることから、まずは健診未受診者を減らすため、受診率向上が重要であるということで、積極的な取り組みを行ってまいります。

御嵩町の健康診断については、平成20年に特定健康診査が始まってから、御嵩町国民健康保険加入者の特定健康診査及び後期高齢者医療制度加入者のぎふ・すこやか健診を行っています。特定健康診査は平成20年4月から、40歳から74歳の加入者である国民健康保険被保険者を対象として、毎年度、御嵩町特定健康診査実施計画に定めた内容に基づき実施しています。ぎふ・すこやか健診は、岐阜県後期高齢者医療広域連合が実施する健康診査であります。ぎふ・すこやか健診を御嵩町が受託して実施するものです。御嵩町では、特定健診の該当になる前の若年層への健診として、30歳代の方を対象にしたプレ健診を行っていますが、30歳未満の方への健康診断は行っておりません。

御嵩町の健診方法は2つの方法があります。1つは、がん検診と同時に実施する集団健診。

これは保健センターで行います。もう1つは、町内の医療機関の協力のもと実施します個別健診です。これは各対象者が個別に医療機関に赴いて受診するものであります。

町では、毎年3月に健診受診希望台帳を送付し、健診の受診希望の確認を行っています。この中で、3つの中から健診の有無を確認しています。1つ目が町の健診を受ける方。2つ目が職場、病院等で受ける方、3つ目が健診を受けない方。この3つのどれかにチェックをしていただき、受診を希望された方に健診案内の通知を行い、健診などの受診をしていただいています。また、健診を希望されなかった方に対しては、再度、5月から6月に健診の勧奨を行っています。また、がん検診のみを受診された方で特定健診を受診されない方に対しては、窓口において健診受診の勧奨を行っております。

特定健診の受診率につきましては、平成23年度34.4%、平成24年度34.1%、平成25年度33.9%となっています。ぎふ・すこやか健診の受診率は、平成23年度8.9%、平成24年度8.9%、平成25年度9.9%となっています。受診率は決して高くない状況となっています。病院などで受診されると回答される方も多くあり、病院などに定期的にかかり、検査などを行ってみえる方も見えるかと思いますが、血液検査だけでは特定健診の検査項目を満たさないため、健診とはみなされません。特定健診、特定保健指導の開始以降、各保険者では受診率向上に向けた取り組みを行っていますが、岐阜県市町村国保における特定健診の受診率はほぼ横ばい状態であり、東海北陸6県では5番目と低い状況であります。政府の方針でもあります健康寿命の延伸を目指すためには、特定健診の受診率向上が必要であります。

このため、岐阜県医師会及び各医療機関、受診中の国保被保険者における特定健診の検査項目に類する検査結果の提供をしていただくための特定健康診査情報提供事業について、現在協議が進められておりますが、実施された場合には各保険者において健診未受診者の健康状態を把握することができ、医療機関と連携した重症化予防対策の実施、被保険者の疾病予防の展開を図るための基礎資料として活用できることとなります。被保険者の疾病予防を図ることができるとともに、特定健診の受診率のアップにつながっていくものと期待されます。

また、御嵩町では受診率向上のため、国民健康保険に加入している30歳以上の方には健康診断の助成を行っています。健診料が2万円未満の場合は健診料の2分の1の額、2万円以上3万円未満は1万5,000円、3万円以上は2万円を助成しています。健康診断は自覚症状があらわれる前に生活習慣病などをチェックするいい機会であります。自分では気づいていない病気を早期発見できれば、病気の進行を食い止め、治療によって治すことも可能であります。健康診断の目的は、病気の早期発見、早期治療であるため、病気が重症化しなければ医療費の軽減にもつながることから、健診の意義を周知するなど、引き続き積極的な勧奨に努めてまいります。

なお、保健センターでの集団健診については、1日当たりの実施人数をある程度確保できるよう調整しながら実施しております。1人1台での来場が多く、広い駐車場が必要となります。

御質問のコンビニ受診につきましては、近隣の市町村などの動向や費用的なことも踏まえて、検討してまいります。

また、御嵩町では可児医師会の御協力のもと、特定健診などを実施していることから、可児医師会及び可児市とも協議しながら、可児医師会管内は統一的な見解で健診などを進めていく必要がありますので、御理解いただきますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

以上で、大沢議員への答弁とさせていただきます。

[9番議員挙手]

議長（加藤保郎君）

9番 大沢まり子さん。

9番（大沢まり子君）

どちらかというとな前向きな御答弁だったと思います。御嵩町は可児市との、可児医師会との関連ということで、常に可児医師会関連で統一した形で、特に健康関連のことは進んでいかれると思いますので、コンビニも某と言いましたけれども、ローソンのことですがけれども、ローソンは特に健康施策に対してすごく関心のある企業ということでやってみえます。御嵩町にも1件、今回できたわけですがけれども、可児市全体でということになれば、また受けに行くところも違った場所での健診も可能になるかもしれませんので、そういったことで前向きにこういった提案をまた医師会のほうにもしていただきたいと思っております。

また、今お話のあった中で、30歳以下の方の健診は特にないということでしたけれども、先ほどの尼崎の話でも、16歳から39歳の方の男性のうちの受けた方の40%が内臓脂肪蓄積型肥満ということで、そしてまた4人に1人が中性脂肪、高コレステロール、3人に1人がHbA1cの高値だったということで、2人に1人が血圧の高い数値が出ておるということで、結構若年の方でもこういう方がすごくふえているということが言えると思っておりますので、30歳以下の方に対することは今後も何も対策として考えて見えないでしょうか。1つお伺いいたします。

議長（加藤保郎君）

民生部長 田中康文君。

民生部長（田中康文君）

大沢議員の再質問についてお答えをさせていただきます。

現在、答弁をさせていただいたとおり、御嵩町におきましては30歳以下の健診は行っておりませんので、今御提案等がありましたので、またその意見等を踏まえて検討してまいりたいと思っております。よろしくお願ひします。

議長（加藤保郎君）

9 番 大沢まり子さん。

9 番（大沢まり子君）

ありがとうございます。今後検討していただくということで、よろしく願いいたします。
続きまして、2つ目の質問に移らせていただきます。

生活困窮者自立支援法がこの4月に施行されます。この法律は、これまで十分でなかった生活保護受給者以外の方の生活困窮者と呼ばれる方に対する第2のセーフティーネットを拡充するものであります。

これまでは、安定的な雇用を土台とした第1のセーフティーネットであります社会保険制度や労働保険制度が機能をし、また最終的には第3のセーフティーネットであります生活保護制度が国民の包括的な安心を提供してまいりました。しかし、雇用状況の変化の中、これらの仕組みだけではもはや国民の生活を支えられなくなっております。このために、生活保護に至る前の段階から早期に支援を行いますこの第2のセーフティーネットの構築が必要となってきたというわけでございます。

この法律の概要といたしましては、必須事業として自立相談支援事業の実施及び住居確保給付金の支給。2つ目の任意事業としまして就労準備支援事業、また一時生活支援事業及び家計相談支援事業、学習支援事業などが実施をされます。そして、3番目に県知事によります終了訓練事業の認定が行われます。

全国の状況としまして、現在、生活保護受給世帯は平成16年においては142万人だったところが、26年、10年後には216万人まで増加をしている状況でございます。そして、非正規雇用労働者と呼ばれる方は平成12年には26%が平成25年におきましては36.7%、また年収200万円以下の給与所得者は平成12年では18%だった方が、平成25年には24.1%にまで上がっております。また、高校を中退された方は約6万人、中高不登校の方は15万人、そしてニート、無職と言われる方は60万人、ひきこもりの方は26万世帯と、いずれも人間関係の構築がうまくいかずに困窮状態に陥るというリスクを抱えております。そして、この制度の対象者としてしましては、生活保護受給者以外の生活困窮者、複合的な課題を抱え、これまで制度のはざまに置かれてきた人たちであり、こういった方たちへの対応は非常に重要な課題となっております。

例えば、秋田県の藤里町という人口3,684人の小さな町の例ですが、平成20年から社会福祉協議会が個別に訪問調査を行った結果、18歳以上55歳未満の不就労のひきこもりが113人ということを確認され、また同世代の人口のこれが8.7%見えました。こうした人たちはどこの地域にも存在すると考えられます。藤里町では、調査結果を受け、就労支援などのための施設を

開設し、ひきこもりの人を一般就労に結びつける取り組みを推進し、効果を上げています。既にこのうちの60の方がひきこもりから脱し、35人以上が一般就労を果たしております。

御嵩町におきましても相当な数のこのような形で悩んでおられる方がお見えになると考えられます。生活困窮者自立支援制度を活用して、一人でも多くの方が社会参加し、生活できることを願ってお伺いをいたします。

現在、御嵩町におきまして、生活保護受給者はどのくらいお見えになりますか。また、2つ目に、生活困窮者の方はどのくらいお見えになるか把握をされておりますでしょうか。この制度は、御嵩町のような小さな町では県の中濃振興局の福祉事務所が窓口となって進められていくと思いますけれども、御嵩町としてはこういう方に対する対策としまして、今後どのような形で取り組んでいかれるか。この3点についてお伺いをいたします。

議長（加藤保郎君）

民生部長 田中康文君。

民生部長（田中康文君）

それでは、大沢議員の御質問にお答えいたします。

御質問は、生活困窮者自立支援制度について3点の御質問であります。

最初に、生活困窮者自立支援法の概要について御説明申し上げます。

生活困窮者自立支援法は平成25年12月6日に可決、成立し、同月13日に公布され、現在は平成27年4月1日の法施行に向けて準備が進められています。法は、生活保護に至る前の生活困窮者を対象に自立相談支援事業の実施などにより包括的、継続的な支援を提供し、その自立の促進を図ることを目的としています。

この新たな生活困窮者自立支援制度は、生活保護受給者や非正規雇用労働者などが増加している中で、これまで全国的に必ずしも十分でなかった生活困窮者に対する支援を行う仕組みとして、いわゆる第2のセーフティーネットを充実、強化するものであります。新制度は生活困窮者支援という住民に対する基本的なサービスにかかわるものであり、個人の自立のみならず、社会資源の活用や開発、中間的就労など、多様な働く場や社会参加の場の創出など、新制度を通じた地域づくりを目指すものであり、福祉事務所を設置していない町村においても非常に重要な制度であります。法に基づく自立相談支援事業などの各事業は、福祉事務所未設置の町村においては都道府県が実施主体となります。

第1点目の御質問であります生活保護受給者につきましては、平成27年3月1日現在の御嵩町の生活保護受給者数は30名であります。

第2点目の御質問であります生活困窮者の把握につきましては、福祉課窓口における生活困窮者相談件数しか把握しておりませんが、平成24年度は11件13人、平成25年度は17件21人、平

成26年度は16件18人であります。3年間の合計では、重複等がありますので、実件数としましては37件、実人員44人であります。

第3点目の御質問であります町としての生活困窮者への支援をどう取り組むかということにつきましては、平成27年4月1日から生活困窮者自立支援法の施行により、生活保護に至る前の生活困窮者を対象に包括的、継続的な支援を行っていくということとなりました。町村の場合は、実施主体は県の福祉事務所となりますが、町の役割としては従来どおり相談受け付けを行うとともに、生活保護における面談の流れと同じく、生活困窮者の早期把握に努め、県や自立支援相談事業所などの関係機関へつなぐことなど、連携した取り組みを行っていくこととなります。

生活困窮者の把握については、包括的な支援を行っていく必要があり、生活困窮者の課題は多様であり複合的であります。制度のはざまに陥らないよう、就労の課題、心身の不調、家計の問題、家族の問題など、多様な問題に対応することとなります。

このため、庁内でも連携した取り組みを行っていく必要があります。庁舎内の各部署との連携としましては、生活保護、地域福祉、障害福祉、児童福祉、保健予防、人権を担当する福祉課のみならず、高齢福祉、消費者相談、住宅関係、商工関係、税務、保険年金、水道、学校教育などの庁内関係課とも緊密に連携して、生活困窮者の把握に努めてまいります。また、民生委員、児童委員、ケアマネジャー、自治会などとも連携した生活困窮者の把握に努めてまいりたいと考えております。

住民に最も身近な相談窓口として、関係課との連携により生活困窮者の把握に努めるとともに、都道府県が設置する自立相談支援機関と十分連携しつつ、地域の生活困窮者が包括的、継続的な支援により自立した生活ができるよう、積極的に取り組んでまいります。

以上で、大沢議員への答弁とさせていただきます。

[9番議員挙手]

議長（加藤保郎君）

9番 大沢まり子さん。

9番（大沢まり子君）

ありがとうございました。

今回のこの自立支援制度におきましては、国の担当者のほうのお話を伺う機会があったんですけれども、本当に一人一人に光を当てたという形で、今までですとぼつんぼつんという施策はいろいろあったんですけれども、それをお1人に対しての支援をいろんな面からしていくと。先ほど言われたように、庁舎内で言えば本当にどの課も当てはまる。そして、そこの中からやっぱり生活に困っていらっしゃる方がいた場合は、その相談窓口へつなげていくということで、

全庁舎挙げて、そういった方を一人でも少なくして、本当に困っていらっしゃる方が社会参加をし、1人の正規就労につなげていける、そしてまた税金を納めてもらえるというようないい循環が生まれますように、しっかりとこの制度を使っていただきまして、今後生活困窮者の取り組みを行っていただきたいと思っておりますので、どうかよろしく願いいたします。

ありがとうございました。以上で終わります。

議長（加藤保郎君）

これで、大沢まり子さんの一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とします。再開は午後1時とします。

午前11時37分 休憩

午後1時01分 再開

議長（加藤保郎君）

休憩を解いて再開します。

一般質問を続けます。

7番 伊崎公介君。

7番（伊崎公介君）

それでは、お許しが得られましたので、一般質問させていただきます。

表題は、財政倫理の確保という表題をつけておりますが、ここで質問させていただくのは電源立地促進対策交付金の使途についてが主な質問ですので、よろしく願いします。

この電源立地促進対策交付金というのは、住民の方には御存じない方が見えるかもしれませんが、その説明をちょっとさせていただきますが、これは瑞浪市日吉地区にあります超深地層研究所というものの設置自治体、あるいは近隣の自治体に交付されるものですが、そのことについてが主な質問ですので、よろしく願いします。

昨年3月定例会において、上之保地区に建設予定の防災コミュニティ複合施設の設計料を総務課が消防費、防災費として予算計上しており、財源としてふるさとふれあい振興基金からの支出とされておりました。

そこで、私はふるさとふれあい振興基金を総務課で支出するのは趣旨に反するのではないかと質問させていただきましたところ、当時の総務課長で現在の総務部長が、役場内の部署は全てまちづくりを目的としており、趣旨に反するものではないとの御答弁をいただきました。

そこで、再度、基金を使用するなら、その設置目的に事務分掌が合致していなければならないはずであるが、どの事務分掌が設置目的に該当するかとお聞きしたところ、事務分掌には合致するものはないが、過去に消防車庫の修理だったと思いますが、この基金から繰り入れたこ

とがあるという御答弁をいただきました。

これは見解の相違ということがあるかもしれませんが、私としてはこれは明らかに目的外支出に当たるといった印象を持ったわけです。やはり町民の税金で運営している行政ですから、財政の運営には一定以上の倫理観を持って事に当たっていただきたいと思ったわけです。

財政厳しき折であり、少しでも経常経費に充てる歳入を得たいという気持ちはわかりますが、私が気になるのは、電源立地促進対策交付金、来年度は1億1,200万円が人件費に充てられているということであります。これは提出してから予算書をもりましたところ、その一部は福祉医療費に充てられるということもありましたが、これ以前は資本的収支で支出することが義務づけられていたということですが、それが経常的経費で支出することも認められたという経緯はあります。しかしながら、この交付金は町民の生命、財産の安全と表裏をなすものであり、いつでも返納、あるいは交付を受けないという選択の余地を残しておかなければならないものであると思うわけです。そうして考えますと、この交付金の使用はある程度限られるものではないかと思えます。

原発が次々と再稼働され、次々と核廃棄物が生まれ、それが御嵩町のごくごく近隣に運び込まれる。これは幌延はだめ、東洋町はだめ、残ったのはここだけという非常に恐ろしい話だと思うわけです。

そこで、次の3点について質問させていただきます。

1番目、2番目については総務部長に、3番目については町長にお答え願いたいと思いますので、よろしくお願いします。

まず1番目、この交付金の支給に対し、近隣市町との話し合いは行われたかと。

それから、2番目ですが、以前はこの交付金の使途は資本的収支に限られていたが、現在は経常的収支にもその範囲が広がられたが、当町では人件費と先ほど申し上げましたように福祉医療費に充てられている。これが私としては近隣他市町との足並みをそろえるのに足かせにならないかということに疑問を持つわけです。

3番目ですが、我が町の町民の安全、財産を危機にさらすものであると思われませんが、財源確保の観点ではなく、そうした観点が必要と思われるが、町長のお考えをお聞かせ願いたいと思います。

以上ですので、よろしくお願いします。

議長（加藤保郎君）

総務部長 寺本公行君。

総務部長（寺本公行君）

それでは、伊崎議員の御質問にお答えします。

質問のタイトルが財政倫理となっております。議員いわく、財政の運営には一定以上の倫理観を持って事に当たるとありますので、気を引き締めて答弁させていただきます。

私に対する質問は、電源交付金を歳入予算に見込み、計上する際、近隣市町との話し合いはされたのが第1点目、次に交付金が人件費に充当されているが、このことが近隣市町との足並みをそろえることへの足かせにはならないのが第2点目だと思います。2つの質問をまとめて答えさせていただきます。

電源立地地域対策交付金の目的は、地域の自主性、創意工夫を生かした事業で、住民福祉の向上に資する事業に充当する交付金であります。瑞浪市超深地層研究所に隣接する市町として平成14年度から御嵩町に交付されるようになりました。交付金の支給開始から平成27年度までの支給総額は約15億3,200万円となります。制度創設当初は公共施設の整備、ハード事業のみが対象でありましたが、現在は公共施設の維持・運営事業、福祉対策措置などといったソフト事業も追加され、幅広い事業を対象としています。

御嵩町においても、平成14年度から平成19年度にかけて、あゆみ館、ぼっぼかん、一本松公園などのハード事業に交付金を活用してきましたが、平成20年度からは主に保育園の職員人件費、町単独事業である義務教育就学時福祉医療助成事業といった、いわゆるソフト事業に充当するようになってきております。

この交付金制度は、電源3法、すなわち電源開発促進税法、特別会計に関する法律、発電用施設周辺地域整備法に基づき、各市町が自主的な判断、立場で毎年交付申請をし、創意工夫した事業に充当しております。

したがって、この交付金を受けられるかどうか、近隣市町の協議をする必要はなく、協議したこともございません。また、どの事業に交付金を活用するかは、これも近隣市町それぞれの自主的な判断であります。御嵩町が人件費などに充当することは財政運営を考慮したものであり、近隣市町の足並みをそろえる必要もないと考えております。法律に基づき、粛々と交付金を受けていくものであります。

なお、御質問の最初に述べておられる昨年3月定例会における伊崎議員と私との質疑応答に関する御発言でございますが、事務分掌に合致するものはない、目的外支出と言われておりますが、そのときの議事録を改めて読み返していただければ、その誤解は解けるものと思っております。

以上で答弁を終わらせていただきます。

議長（加藤保郎君）

町長 渡邊公夫君。

町長（渡邊公夫君）

伊崎議員の質問にお答えをしたいと思います。今部長のほうからも申し上げたように、昨年の質問に対する議事録も多分読み込んでおられないと思いますが、以前、岡本隆子議員からも質問を受けた内容とほぼ同一であります。しかし、御自分の議事録もお読みになっていないようですので、その議事録を岡本隆子議員の質問に対して、議事録から引用した形で答弁をさせていただき、また若干時間がかかるということもよろしくお願ひしたいと思います。

今、行政の生え抜きの担当者というのは、心優しいですから議事録を読んでも申し上げたに過ぎませんけれど、私も当時の議事録、1年前の議事録を読みましたが、伊崎議員がおっしゃったような話は一切していないということがわかりました。今も勘違いしておっしゃっているようですが、予算書を手に入れたのが質問書を出した後だったとおっしゃっているんですが、これは時系列的に、つい最近のことですが、間違っています。予算書は既に伊崎議員は手にしておられたはずであります。これらを前提として答弁をしてみたいと思います。

まず、議会議員の一般質問というのは事前通告制を基本としております。したがって、答弁する場合、私どもは以前の議会で同様の質問がされている場合、その際の議事録を確認した上で、整合性ある答弁をさせていただいております。何度同じ質問をされましても答弁が変わらないのは、意地を張るという情緒的な問題ではございません。綿密に調査・研究をした上で、責任ある答弁をさせていただいているということでもあります。

答弁をする際に、議員に対しては地方自治が理解できている、仕組みが理解できている、これを前提としております。御嵩町はかつて、自分の町のことは自分たちで決める、住民投票という形で地方自治の先頭を走った町であります。この我が御嵩町議会でその地方自治の精神が風化、劣化しているのではないかと懸念しなければいけないような事態になるとは、残念ながら私は想像しておりませんでした。

地方自治とは、自治体間で協力すべきところはしますが、基本的に干渉しない、不可侵であることの決め事とも言えます。平成23年第4回定例会での岡本隆子議員の電源立地交付金についての質問に、地方自治という言葉は私は使いませんでしたけれど、それは理解ができていることを前提にしたわけでありまして。多分、柳川前町長にこのような質問をしたとするなら、延々と30分は説教されたと思います。

予算編成の際、他市町と協議するとしたなら、それは道路や側溝など、接続する部分の事業についてのみと考えられます。その他について、相談する必要もなければ、私自身そのつもりもございません。また、仮にこちらから相談を持ちかけたとしても、答えは同じようなものが返ってくると考えております。疑問というより猜疑心に近い、また質問というより演説に近いということに対して、お答えを過去の答弁を抜粋し、確認しておきます。

多分、御懸念の点については、放射性廃棄物が持ち込まれるのか否かという点かと思えます。今も3つの自治体の名前を上げられて、あたかも瑞浪市に持ち込まれること、その危惧をされていると、持ち込まれる寸前であるというような感覚でお話しになっていたと思いますが、まず平成13年、現在の多治見市長である古川県議が梶原知事に質問をしてみえます。その質問に対して、梶原知事の答弁は、原子力発電によります廃棄物をどうするかという研究開発に協力しましょうということでございまして、廃棄物そのものについて協力するのはそのほかの県でやってもらいたいと思えます。我々は、岐阜県はということですが、研究開発に協力するわけですから、それで十分義務は果たしたと思えます。また、当時は99の市町村があったわけですが、どこかが処分について手を挙げたとするなら、仮に万が一、うちでやってもいいと言われたとしても、私は反対するとおっしゃっております。

そして、これを引き継いだ形で平成17年12月に古田知事が答弁をしておられる。経済産業大臣が調査地区等の所在地を定めようとするときは、その所在地を管轄する知事及び市町村長の意見を聞き、これを十分に尊重しなければならないというふうに定めております。この意見を聞き、これを十分に尊重という言葉の解釈について、国会で資源エネルギー庁長官が、知事や市町村長の意に反して処分地の選定が行われるということはないと答弁しておられます。高レベル放射性廃棄物の処分場について、県内に受け入れる考えはございません。この方針に変わりはない。平成7年には県、瑞浪市、土岐市、当時の動燃事業団でございしますが、この4者で超深地層研究所に関して、放射性廃棄物の持ち込み禁止、使用禁止、そして将来においても処分場にしないという協定が結ばれている。このように古田知事はお答えになっています。また、17年の2月の答弁では、高レベル放射性廃棄物の地層処分技術に関する研究に関しては、協力していこうということで今進めておるわけですが、その点についてはそういった考え方で私も臨みたいと思っております。しかしながら、高レベル放射性廃棄物の処分場につきましては県内に受け入れる考えはございません。この方針に全く変わりはないとおっしゃっております。

平成19年になりますが、処分場を県内に受け入れる考えはない、またこの方針に変わりはない。超深地層研究所に関しては平成7年12月28日に提携しました、いわゆる4者協定において、その点は明記されていると。平成10年9月28日に当時の科学技術庁長官から、岐阜県内が高レベル放射性廃棄物の処分場になることはない、このような回答をいただいております。また、省庁の再編が行われましたので、資源エネルギー庁長官が省庁再編後に引き継いだ後も、回答の方針に変わりはないと明確に答えられております。

4者協定、瑞浪市長は協定に署名しておられるわけですから、処分場にはしないとの意思表示をしておられる。これに対して、瑞浪市議会が議員発議という形で、研究所の受け入れに当

たっては施設への放射性廃棄物の持ち込みを禁じること、将来にわたっても最終処分場にしないとの協定を日本原子力研究開発機構、岐阜県、土岐市、瑞浪市の4者で締結しております。また、平成7年12月市議会において、瑞浪市は研究終了後も将来にわたって放射性廃棄物の持ち込みについてはいかなる場合であっても認めないし、放射性廃棄物の最終処分場については一切受け入れないことを決意し、ここに決議する。私は、これに猜疑心を持ち込む余地はありませんし、大変失礼な話だというふうに考えております。

そして、直近の情報として、昨年9月25日、知事が質問を重ねられた上でのいわゆる質問に対する答えとして返ってきておりますのが、これはネットでも、ホームページに出ているらしいですので、よろしければ調べていただければいいと思いますが、独立行政法人日本原子力研究開発機構バックエンド研究開発部門東濃地科学センターから知事宛てに出ている文書であります。9月25日であります。もう既に第3段階に入っておるようではありますが、第3段階の調査・研究を開始した時期のおくれは7年程度ですが、試験場所の集約や試験項目、数量の削減を図り、深度1,000メートルから深度500メートルでの研究に合理化し、必須の課題テーマを絞り込みました。なお、必須の課題に関する研究については、次期中期計画、平成27年から31年度の5年間で成果を出すことを前提に取り組みます。また、同期間末までに研究の進捗状況を確認し、後利用検討委員会での御議論も踏まえ、瑞浪市と、どうも土地を瑞浪市がお貸しになっているようではありますが、賃貸借契約期間の終了、平成34年1月までに埋め戻しができるようにという前提で考え、坑道の埋め戻しなど、その後の進め方について決定することとします。

ここから読み取れますのは、この交付金は研究は継続されれば交付されるという条件で始まっておりまして、タイムスケジュールどおりとしても最短でも平成34年まで継続されると読み取れます。また、埋め戻し技術の開発や埋め戻し後の地質環境の変化も研究対象になっているため、かなり長期間に交付されるということではないかと思っております。

私どもが予算を審議していただく場合、机上の数字を議論するわけでありましてけれど、行政も現金ではなく数字で考えてしまう。多分、伊崎議員もそう数字を扱ってみえると思いますが、お金の出入りではなくて数字の移動と考えてしまう傾向があります。しかし、1億1,200万円というお金は1万1,200枚の1万円札であります。積み上げたら1メートル12センチほどの現金であります。これは全て町民のお金であります。猜疑心を抱く必要がないのであれば、交付は受けるのは当然のことです。

以前、柳川町政において、毒まんじゅうではないと確認し、交付を受けることを決定いたしました。使い道は、柳川町政において、当初は福祉に限定すると言われておりましたが、残念ながら守られたわけではなく、結果的には一本松公園、21号バイパスの水道管先行投資部、平

芝工業団地の町道の整備、これも広義で言えば福祉ということになるかもしれませんが、狭義で考えた場合には福祉には当たらない部分があるのではないのか。結果的に言えば、許された範囲で使っているということになります。

私と柳川町長は、こういう場でもそうですし、町長室で伺ったときもかなりの議論をいたしました。その中心にあったのは、使い道についてであります。私は、同じお金なのだから、あゆみ館やぽっぽかんは福祉の補助金を受けて建設すべきであると。当時、電源立地交付金とほかの補助とは合わせては使えないと定められておりましたので、あゆみ館とぽっぽかんについては福祉の補助金は全く交付されておられません。私が町長になりましたから、その流れは全国の交付を受けている自治体が交付対象事業の拡大を要望し、水力発電分を含め、拡大が実現いたしました。

私があえて経常経費に充てておりますのは、伊崎議員の御心配とは次元の違う、経営者としての考えです。この交付金を建設関連に投入した場合、設計から実施設計となる過程、また入札差金などで予算を下回るという結果が出る場合があります。また、途中で変更した場合には、この電源立地交付金は対象とはなりません。結果的に何とか認められたわけではありますが、ぽっぽかんでも同じことが起きました。そのとおりの経験をいたしました。結果的に3,000万円ほどの返金をしなければいけない、そういう状況が生じる危険性があったわけではありますが、何とか理解をしていただいて、そのまま使わせていただいたという経緯もございます。

私は、補助事業は補助を受け、実施し、また交付税の措置率が高ければ、地方債を選択する。綿密な事業、大きな事業の一部については電源立地交付金を受けようと思つと、その前年度からかなり準備をして明細な予算が組まれなければ、この交付金とはマッチしてこないということになります。一番変化しない、計算違いが起きないであろう安定的な歳出が人件費ということになります。この交付金は、目的が明確にされていない基金への積み増しはできません。つまり、将来、2年後あたりに福祉施設を何らかつくるという目的があれば、基金として積み置くことはできますが、目的を持たない基金には積み増しはできない。事業の明確な目標がないと貯金をしておくわけにはいかないという財源であります。

伊崎議員は、平成19年7月に議員におなりになったと思います。平成18年度決算書は、したがってお持ちであるかと思つます。その数字と昨年9月定例会での決算書、平成25年度の決算書の200ページと比較していただければ、私がどういう対応をしてきたかは一目瞭然だと思つます。また、25年度決算をもとに本年度26年、取り崩しを一切しなかつた。また、積み増した財政調整基金など、26年度の補正予算の数字と計算をした上で、それが私の財政対応の方針であると、このようなことを確認していただければ幸いに思つます。

人はうそを言いますけれど、数字はうそは言いません。27年度御嵩町歳入歳出予算附属書類

11ページの実質公債費比率など、推移を見ていただければ確認ができるかと思えます。

私は、財政は漢方薬で治すんだということを申し上げてきた。5年はかかりますと申し上げてきたわけでありますが、その数字が明らかに変化してきているのはよくわかると思えます。行財政の仕組みに対応した経営ができていると私自身確信しているところであります。

この行政の体質改善、行財政の体質改善というものがほぼ5年たった現在、答えが出てきているのではないかと。また、大きいまちですと首長は4年の任期しかございませんので、その4年間に答えをすぐ出そうとすると、いわゆる外科的手術で必要ないと思われるものは切り取っていくわけですが、私はそういう方法はとらなかったということでもあります。

今後、御嵩町においても平成34年以降については交付が受けられるかどうかはわかりませんので、その推移を見きわめつつ、行財政の体力というものを今まで以上に付けてまいりたいと、このように思っております。お金の使い道については慎重かつ、ある意味大胆な使い方も必要かと思えますので、その点の御理解をいただきたいとお願い申し上げまして、答弁にさせていただきます。

〔7番議員挙手〕

議長（加藤保郎君）

7番 伊崎公介君。

7番（伊崎公介君）

いろいろお教えいただきまして、ありがとうございます。

ただ、研究施設としての目的だけだと、それ以外の目的はないとすると、この1億1,200万円というのはかなり高額な金額だと思いますが、それも猜疑心があるからそう思うんやと言われてしまえばそうかもしれません、もしもそのようなことがあるときには、町長が身を張って私たち御嵩町民を守ってくださるものと確信しまして、質問を終わらせていただきます。

議長（加藤保郎君）

これで伊崎公介君の一般質問を終わります。

以上で、通告のありました町政一般に対する質問は終了いたしました。

散会の宣告

議長（加藤保郎君）

以上で本日の日程は終了いたしました。

次の本会議は、あす3月12日の午前9時より開会します。

これにて散会いたします。御苦労さまでした。

午後1時35分 散会

上記のとおり会議の経過を記載して、その相違のないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 会 議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

